

令和6年第3回定例会会議録（第6号）

令和6年9月20日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	和田健二	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	松屋益治郎	企画戦略部次長	佐藤浩司
財政課長	河野文彦	観光課長	牧宏爾

産業政策課長	市原 祐一	生活環境課長	堀 英樹
ひと・くらし支援課参事	入田 純子	障害福祉課長	大久保 智
こども部次長 兼子育て支援課長	中西 郁夫	都市計画課長	山田 栄治
建設部参事 兼公園緑地課長	橋本 和久	市長公室参事兼新湯治・ ウエルネス推進室長	松川 幸路
教育政策課長	森本 悦子	学校教育課長	宮川 久寿

○議会事務局出席者

局 長	河野 伸久	次長兼議事総務課長	中村 賢一郎
補佐兼総務係長	松本 万紀子	補佐兼議事係長	甲斐 俊平
主 査	松尾 麻里	主 査	村田 和寛
主 任	定宗 隆一郎	事 務 員	尾割 春晃

○議事日程表（第6号）

令和6年9月20日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程 6 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○1 番（塩手悠太） 1 番、有志の会の塩手悠太でございます。

まず、9 月議会は議案質疑から決算委員会、そして一般質問とかなりタイトな 3 週間でしたので、質問等に対して関係してくださった職員の皆さんに対しては、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、早速質問に入りますが、議長にお願いがございます。資料配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（加藤信康） はい。

○1 番（塩手悠太） ありがとうございます。では、私は今回大きなくくりとして 2 つの項目で質問をさせていただきます。

まずは別府市の総合計画と言われるところからなんですが、総合計画というのは、簡単に説明すると今の別府市、そしてこれからの別府市をつくっていく上での説明書というか、羅針盤みたいな、本当これを中心に、これに基づいて今の政策だったりこれからの政策を打っていく、それぐらい重要な計画書になるんですが、その中から幾つか項目で私が今気になっている、問題意識を持っている点において質問をさせていただきますので、お願いいたします。

まずは、産業構造と言われるところからの質問になります。決算委員会がありました。決算委員会で新たになった、分析で新たになった課題として、歳入上の課題になるんですが、自主財源の確保、そしてその自主財源の確保すなわち市民税の向上というところが課題であると。そして、市民税のうち個人の市民税というところが鍵であって、その原資となるのが市民の総所得と言われるところですね。というところでいくと、やはり一人一人の平均所得というところを向上させていくための施策を打っていくことが、今の別府市の一つの課題であるということは執行部との見解も一致していると思います。

そこで、その個人の所得のまたさらに原資となるのは企業、会社が生み出す収益であるので、その会社、企業が連なる産業構造というところにちょっと目を向けてみました。

資料 1 を御覧ください。資料 1 を御覧いただくと、産業別の就業人口と言われるところがまず一番上ですね、あります。国勢調査の推移を見ても、構成比と言われるところは大きな変化はないというところが分かりますし、左下、産業構造のうち生産額の構成比出してるんですけど、これもこの構成比、どの年代もほぼほぼこの割合となっております。右側ですね、これ令和 4 年度の 1 人当たりの平均所得というところで、総務省が出している統計で見る市区町村の姿 2024 とと言われるところから算出をしたんですが、正確な数字ではないんですが、かなり正確な数字に近いと言われるところと、これ全市町村のデータが出てますので、統一で比べられるというところで算出をすると、別府市の今の平均所得、1 人当たりの平均所得が 290 万 8,000 円というところで、県下 4 位というところでした。人口規模でいくと、大分県では 2 番目の都市になるんで、まだまだ向上の余地というところはあるんじゃないかなというふうに思うんですが、これらを含めて今の産業構造と言われるところについて、別府市としてどのように見解として持っているのかというところを、まずはお答えください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

本市の主要産業は、第三次産業である観光業及び医療福祉産業です。観光業が盛んで、温泉を中心とした魅力的な観光資源も多く、国内外から多くの旅行者が訪れています。ま

た、高度かつ専門的な医療機関も含め、医療機関は充実し、福祉関連の施設も多くなっています。

本市の産業構造は、主要産業への集中が著しく、多様で魅力ある産業や企業が限られることから、主要産業のさらなる振興のほか、その周辺産業を中心とした多様な産業の振興などが課題と考えております。

- 1 番（塩手悠太） やはり、中長期にかけてこの産業構造というのを変革していかないといけないというふうに思うんです。今、別府市が推進している新湯治・ウェルネスも、この産業構造を変革するための一つの役割を担っているというふうにも、私は思っています。ただ同時に、新たな産業というところの発掘、それから発展というところも進めていかなければいけないのではないかなというふうに思っているんですが、これによってまた新しい働き場の確保だったりとか、市内総生産の向上だったり、またそれが市民所得の向上にもつながってくると。

ただ、ここで一つちょっと留意をしないといけないのが、既に競争原理が働いている分野において、行政がそこに関わるというときに、やはり民業圧迫なんではないかというような視点も持つことが重要だというふうに思うんです。そして、それらを踏まえて現段階で市内で、あまり競争原理が働いてなく、そしてかつ、これから市場規模も大きくなっていくであろう分野というのが何なのかなというところを考えたときに、一つ、宇宙産業というところに考えが至りました。宇宙というと、また変な大きな話をしてるなというふうに思われるかもしれないんですが、実はこれ、世界に目を向けてみると、宇宙産業というのは年々拡大していて、2040年には約140兆円を超える市場になると言われていて、日本においても宇宙基本計画と言われるものが昨年新しく改訂されて、その中では、2030年代初頭に約8兆円規模の市場拡大を目指すというふうに掲げていると。そして、俗に宇宙産業ってイメージされるのはロケットとか、それから衛星というイメージがあるかもしれませんが、今例えば画像だったり、それから通信サービス、位置情報の活用、そして、地上のシステム開発等々で、かなりビジネスチャンスというところが今広がりを見せていると。そして、それに伴ってスタートアップの企業も多く参入してきている。昨日の泉議員の中にもありましたが、今それがアジアを中心にどんどん拡大している。もちろん人口も増えていって、経済成長もしている中で、やはり今新興国、今から発展しようとしていく国の人たちはもう食欲ですから、今から伸びてくる分野は何なのかというところを的確に判断して、そしてそれが一つ宇宙の産業というところに表れているのかなというふうに思うんですが、大分県においても、今年7月、宇宙港に向けて一步前進をしたというふうに思っています。これから、さらに注目度というところが高まってくるのではないかなというふうに思うんですが、別府市においても、この中長期的に変革というところを取り組んでいくのであれば、宇宙産業企業への支援だったり、環境整備というところを含めて、20年後には当たり前になっているであろうこの宇宙産業について着手する時期だというふうに私は考えているんですけど、県とそれから国との連携等の観点も含めた上で、この宇宙産業についての見解をお聞きいたします。

- 産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

国が策定する宇宙基本計画においても、「2020年に4兆円となっている市場規模を2030年代の早期に2倍の8兆円に拡大していく」という政府目標が掲げられています。宇宙関連産業においても、今後ますます動きが活発になるものと想定されます。

大分県の動きとしては、アメリカの宇宙関連事業者及び国内事業者と宇宙循環器活用に向けたパートナーシップを締結し、大分空港の宇宙港としての活用の実現に向けた取組を進めていると聞いております。

本市においては、広大な敷地がないため第二次産業である製造業等の誘致は難しい状況

ですが、温泉を中心とした観光産業になりますので、まずは第一次産業と相性のよい食・観光の取組や高付加価値化で長期滞在を目指す新湯治・ウェルネス事業を進めていくことが現実的な取組であると考えております。宇宙関連産業についても、引き続き国、県及び宇宙関連産業の動きを注視してまいります。

- 1番（塩手悠太） ぜひ注視していただきたいと思いますし、市長も令和3年の議会において、宇宙産業というところへの期待感、それからそのビジネスチャンスの後押しするということにも言及されていますし、これは明日、明後日すぐにできるような計画でもないと思いますので、これはぜひ中長期的な観点、要するに段階的に進めていくという上でも、ぜひおっしゃったような調査研究をしていただいて、これはぜひ次期総合計画や総合戦略の中に宇宙とか、この宇宙産業という言葉、ワードをぜひ組み込んでいただきたいということと、宇宙分野の人材育成という観点から令和4年度、別府市が行っていた別府スペースバレー事業というところへ復活させるのも一つ段階的にはいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点について伺います。

- 産業政策課長（市原祐一） 答えいたします。

現行の総合戦略では、「しごとの創生」という基本目標が定められています。施策の一つである「ツーリズムバレー構想の推進」の中には、「新たな風を吹かせる多様なビジネスが創出されるよう、起業・創業の推進に取り組む」。また「新たなビジネスが創出できる土壌環境の整備に取り組む」と記載があります。これらの取組の中には、宇宙関連産業も含むものと考えております。

衛星データの有効活用やデータ通信などのソフト系の宇宙関連産業には、ビジネスの機会の創出も考えられます。スペースバレー事業の取組については、国、県及び宇宙関連産業の動きを注視した上で調査研究してまいりたいと考えております。

- 1番（塩手悠太） 今、宇宙産業に対する人材育成というところが非常に重要視されています。私、挨拶回りしてるときに、スペースバレー事業のイベントに参加された小学生から声かけられて、おじさん、こないだのスペースバレーの宇宙のイベントに参加されてましたかと。私あいにく参加しなかったですので、いやごめんなさい、参加してないということいろいろお話をしている中で、実はそのイベントを通じて、僕は宇宙という分野に興味を持って、そして憧れを持ったと。そして、将来僕宇宙飛行士になりたいんだということをおっしゃってくれたんです。これはもう、宇宙分野の人材育成においても最たるものだというふうに思いますし、これぜひ別府市においても、大きなビジョンとして、別府出身の宇宙飛行士が別府での企業が参画したロケットに乗って、別府の温泉を宇宙に持っていくみたいな、大風呂敷を広げた計画も打ってもいいんじゃないかなというところを思っておりますので、ぜひ別府市総合計画の理念である、別府の誇りを創生するということを体現した前向きな検討をしていただきたいということをお願いいたします。

それでは、次に産業課題というところについて伺っていますが、今議会でも様々な議論が展開されておりましたが、やはり全国的に見ても、また別府市においても人材不足というところが顕著であります。別府市として、その人材不足における将来的な解消ビジョンというところはもちろん持っているというふうに思うんですが、その着地点に向かうまでのやはり過渡期は、やっぱり段階的に直接的な支援を打っていかなければいけないというふうに思うんです。人材がいないから、生産性を向上させよと言える業種もあると思うんですけど、それができない業種もあると思うんです。その上で、私は過渡期における一つの施策として、技能実習生制度と呼ばれるものがないんじゃないかなというふうに思っています。制度は抜本的な見直しがされて、新しい制度を今検討されていますが、やはり人材の確保という観点では大きな役割を担う制度ではないかなというふうに思っているというところで、受け入れるときに、受入れの初期費用というところにはかなりの金額

がかかって、企業としてもなかなかその制度を採択しづらいという実態が多くあるというのも聞いています。

そこで、受入れの費用の一部を補助するような自治体もあつたりもするんですが、このような現状を踏まえて、技能実習生への見解と、それから受入れの補助に対する見解というところを別府市は今日のように考えているのか、お答えください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

人手不足とは、事業者が業務を行う上で必要な人材が集まらず、業務に支障が出ている状態で、全国的に少子高齢化が進む中、別府市だけの問題ではなく、全国的な問題であると捉えております。令和6年7月におけるハローワークの雇用情勢では、別府市の有効求人倍率を見ますと1.08倍となっており、若干ではありますが、求人の数が求職の数を上回っている状況です。求人を出しても採用に結びつかないと悩む事業者がある一方で、仕事を探しているのに見つからないと悩む求職者もあり、求職者が仕事を探す際の条件が多様化していること、求人と求職のニーズが合わない、いわゆる雇用のミスマッチの影響も大きいと思われます。

また、商工会議所の企業景況調査報告書では、特に建設業で従業員が不足しているとのことでした。そのほか、宿泊・飲食サービス業、製造業、卸小売業などの、多くの職種においても従業員の不足との調査結果となっております。

人手不足の改善に技能実習生を活用することについてですが、令和6年6月21日に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。これにより、技能等の習得等を通じた人材育成による国際貢献を行うことを目的とした現在の技能実習制度から、人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度へと変わります。育成就労分野の職種の設定は所管する省庁により今後検討が進められ、3年以内に施行されることになっています。本市としましては、人手不足を解消するには、外国人材の活用は戦略的にも重要であると認識しています。そこには単なる労働力としてではなく、これまで課題とされてきた外国人の権利を保護し、長期にわたり本市の産業を支える人材として確保することが大切であると考えています。

また、外国人技能実習機構によると、管理支援機関等が実習実施事業者、いわゆる受入れ事業者から、徴収する初期費用は、平均で約34万円となっており、内訳として、職業紹介費用、入国前後における講習費用、渡航費用等が含まれます。自治体による支援内容は、語学研修や住居支援、奨学金給付など多岐にわたっており、介護職など職種に限定して、補助するケースが多いようです。

本市では、外国人材の受入れ・共生に係る取組として、日本語教室の開催や多言語版の生活ガイドブック・防災マップ等の作成、イベント・地域活動への参加の促進等を実施しています。受入れに係る補助制度については、関係課や関係団体等と連携し、実際に受入れを希望する事業者へヒアリングを実施するなど、支援の在り方について調査・研究に努めてまいります。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。外国人材に対して別府市も一応目を向けているというところで、長期的なところでいくと移民政策みたいなところで、これは様々な議論があるというふうに思うんですが、やはりそこに至るまでの各施策の一つとしては私はこの制度というところは非常に有効ではないかなというふうに考えておりますので、別府市としてもそこはひとつ人材不足の解消の解決策の一つの施策として考えていただきたいということをお願いいたします。

それでは次に、子育てという観点、項目から主に2つの事項について質問しますが、その前に今、国でこどもまんなか社会について推進されておりますが、このことについて、

まず重要な認識というところをちょっと確認した上で質問に入りたいと思います。

まず、こどもまんなか社会というのは、一般的に子どもの利益を最優先に考えた取組や政策を国の中心に捉える社会目標であり、その中核の法律であるこども基本法の第3条の第4号に、全ての子どもについて、その年齢及び発達程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮されることと明記されており、別府市の総合計画の中の子育て施策の目指す姿というところにおいても、一人一人の子どもの最善の利益というところが明記されています。

まず、この一人一人のその最善の利益とか、そういったところの定義について別府市としてどのように認識をしているのか、お答えください。

○こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

内閣官房こども家庭庁設立準備室が作成したこども基本法の説明資料によりますと、「最善の利益の優先考慮」とは、「こどもの人生にとって最も善いことは何か」を考慮することで、「こどもの意見がその年齢及び発達程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る」とあります。子どもたちの現在の利益だけを見て判断するのではなく、将来にわたって真に最善であるかを見極めることが求められていると理解をしております。

○1番（塩手悠太） 今の答弁の中に、今の別府市のこどもまんなか社会における一つの考えというところが含まれていると思います。今、目の前にいる子どもたちのためだけではなく、その子どもたちが将来大人になったときとか、そのさらに子どもたちのためにも、やっぱりそういった長いスパンで物事を考えていかないといけないですねということと受け取りました。本当にそのとおりだと思います。

この認識をちょっと確認させていただいた上で今から質問に入るんですが、これの市内の現場で実際に取り上げられている問題についてで、少し共有させていただきたいと思います。

ある社会体育団体の方たちと意見交換したときに、令和2年度以降、児童たちの小学校体育施設の使用料というところが、無料から今の半額というところの使用料になったことによって、運営費というところのほとんどが使用料に充てられるようになったと。それによって、運営がちょっと困難になってしまったという意見を聞きました。活動に係るいろいろな道具をそろえたりというところに回す資金がなくて、月謝、月会費を上げようというふうに考えているんだけど、今のこの社会状況下において子育てをしている家庭にとっては、それは非常に厳しいだろうと。最悪それが退部というか、退会につながってしまうんじゃないかというような懸念を抱いているところもありました。もちろん、使用料については受益者負担という観点において、持続可能な施設の維持管理のために令和2年の行革の中で見直されたものだというふうには理解をしておりますが、他都市ではその後打ち出されたこの「こどもまんなか社会」という考え方に沿って、再度見直しを検討して、独自の工夫で、特に当該小学校に通う児童が多く所属するチームに対して、ホーム地区制度みたいな制度を指定してもらって、その指定した小学校の体育館の利用については免除しますよというような自治体もある中で、別府市としてもそのようなちょっと検討を考えてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺りの見解をお聞きます。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

本市では、別府市立学校施設の開放に関する規則に基づき、学校教育の支障のない範囲で児童生徒、その他一般市民の使用のために学校施設を開放し、屋内体育館は1時間当たり356円、社会体育団体に対しては、この半額の使用料を負担をさせていただいております。

この施設使用料の受益者負担は、施設使用に際し必要となるコストの一部を施設使用者

に負担をしていただくもので、将来にわたる持続可能な施設の維持管理を行う上で必要な施策であります。文部科学省が令和2年3月「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を出しており、この中にも、学校体育施設を持続的に活用し、維持管理していくためには、適切な受益者負担の仕組みづくりが求められているところでございます。

令和2年度に行いました本市の公共施設の使用料改定は、パブリックコメントによる市民の御意見や、外部の方も入っての議論を経て実施されたという経緯も踏まえ、現在の施設使用料の受益者負担を継続してまいりたいというふうに考えております。

- 1番（塩手悠太） 確かに、こども基本法というところと、受益者負担というところをつなげて議論するのは確かに難しいなというふうには本当思います。ただ、同じような見解を持つ中で、少しでも何とかできないかというところで工夫をして、そのホーム地区制度みたいなもので対応している自治体もあるということをとどめていただきたいというふうに思います。

それでは、次に働きながらの子育て支援というところについてなんですが、今、こども基本法を基にしたこども大綱というところで、共働きの促進だったり女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めるというふうにもなっておりますが、全体的に働きながらの子育て支援というところの必要性が拡大してるんじゃないかなというふうに思うんですが、これについての別府市の見解というところをお聞きいたします。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

働きながらの子育て支援につきましては、2つの考え方があると思われます。まずは、働きながら子育てをしている方への困りを直接解決する支援策でございます。もう一つは、社会全体で子どもや子育て中の方々を応援し、子育てを支援するというものでございます。子育てをしている方が、気兼ねなく子どものことで仕事を休むことができるような機運を醸成する支援策でございます。

この両方がうまく機能することで、理想的な子育て支援が実現できると思います。そのためにも、真に必要な子育て施策を講じていくことが重要であるというふうに考えております。

- 1番（塩手悠太） そのとおり、おっしゃるとおりだと思いますし、ただそうは言っても理想的な子育て、その支援という実現ができるまでのやっぱり目標に向かうまでの、何度も言ってますけど過渡期というか、その間にどういう施策を打っていくかというところで、今国が推奨している事業があって、それが病児保育の送迎支援事業というところで、ちょっと簡単に説明すると、子どもが保育園等で体調不良になって、保護者が仕事の都合上とかでどうしても迎えに行けない場合は、病児保育だったり病後施設保育の看護師さんだったり、保育士さんが保護者の代わりにタクシーとかを使って迎えに行って診療してもらって、その後保護者が迎えに来るまで一時的に預かるというような事業になるんですね。これ平成30年の数字なんですけど、全国的には約1,400か所ぐらいで今開設されている、提供されているということですし、大分県においても、大分県の自治体で初、臼杵市さんがこれを取り組んだという経緯もある中で、これは直接的な支援というところにおいては一つ有効な施策だというふうに思うんですが、この事業についての別府市の見解というところをお聞きいたします。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

病児保育送迎事業の目的につきましては、有効な子育て支援策であるというふうに認識はしております。この事業を導入するかどうかにつきましては、お迎えに行くのが子どもにとって面識のない大人であること、また体調が悪い中、面識のない大人に知らない場所に連れていかれることなど、子どもへの心身の負担が大きいということへの十分な理解が

必要であると考えております。

また、利用する保護者のニーズ把握や病児保育事業者の課題など、調査が必要だと考えております。

- 1番（塩手悠太） おっしゃるとおり、様々な支援だったり調整等はしないといけないと思います。段階的に物事を進めていくという観点においては、ぜひ取組に向けた調査研究というところを取り組んでいただきたいということをお願いして、次に参ります。

それでは、次、都市基盤というところから質問に入りますが、都市計画と言われるものがあります。都市計画というのは、まちの将来あるべき姿を想定して、土地の使い方であったり、建物の建て方のルールというところを決めたりして、皆さんがよりよいまちに住めるように発展させていくための計画だということと認識しています。

その中で、国が推奨している計画が立地適正化計画と言われるもので、簡単に説明すると、人口減少が進む社会でなるべく移住も、居住も含めて町なかに人を集め、コンパクトシティと言われるところを進めていくと。別府市においてもこの立地適正化計画というのがあります。これを推奨、推進していくとなると、加速をするんじゃないかなという課題があるんですね。それが駐車場不足という課題です。さきの6月議会の議会でも喫緊の課題として、駐車場不足を要因として廃校校舎の解体設計費というところが可決されました。人が中心部に集まってくるとなると、もちろん人の流れも多くなりますし、それに伴って車の流れも、車の量も多くなってくるというところで、生活者だったり観光客、そしてイベント時の交流人口の増加も踏まえて、駐車場不足の課題は別府市全体の課題であるんじゃないかなというふうに私は認識しているんですが、国交省のほうでも駐車場の配置適正化というところを推進していますし、自治体によっては実態調査と言われるところで、需要と供給のバランスを把握するための取組を行っているところもあるというところで、別府市としてこの駐車場の課題というところをどういうふうに認識をしているのかというところと、実態調査等の取組についての見解についてお答えください。

- 都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

駐車場につきましては、公共の駐車場や民間の時間貸し駐車場、それから各施設の専用駐車場、月極駐車場などがございます。中心市街地における駐車場につきましては、民間で設置されるものがほとんどであり、その詳細までは把握をしておりませんが、駐車場につきましては観光面においても、市民生活面においても重要なものであるという認識をしております。

また、市が行います各種施設の建設、それから都市再生整備、都市構造再編事業などの面的な整備事業を実施する際は、その規模、内容、計画地の周辺の状況なども踏まえまして、駐車場の確保等について検討を行っているところでございます。

また、民間の駐車場設置につきましては、一定規模の建築物、それから小売店舗などにおきまして、その施設設置者に対して一定の駐車場確保、駐車場需要への配慮が求められておるところでございます。

市の各施設などの駐車場については把握をしておりますけども、民間駐車場を含めた全体としての駐車場実態調査につきましては、現時点行う予定はございません。

- 1番（塩手悠太） 今、観光客も戻ってきて、基本的には自家用車で別府に、大分県に来町されて、また今レンタカーでの観光周遊というところもはやりであるというところを踏まえると、観光戦略の政策立案の一つの参考データとしても、私はやっぱりこのデータというのが必要ではないかなというふうに思いますんで、実態調査というところをぜひ検討をしていただきたいということを申し述べて、次に参ります。

次は、公有地というところの売却についてというところのテーマなんですが、現在公共施設マネジメントという観点から、国全体として遊休地、眠っている土地に関しては積極

的に利活用していきましょうというような風潮があるんですが、しかし先ほども説明したように、都市計画の概念は、まちのあるべき姿を、将来のあるべき姿を想定してというところで、これからコンパクトシティを目指します、人を中心部に集中します。立地場所によっては将来的に、行政的に需要が出てきた際に、国有地で対応する場合も私出てくるというふうに思うんです。その際に所有する公有地が少なくても対応できませんという事例も、将来を想定する上では、一定程度考えとしては必要ではないかなという見解を持っているんですが、もちろん積極的に利活用するということは大変これは重要な考えであるということとは認識をしておりますが、私が抱くこの問題意識を持ち検討することも、まちづくりの観点においては一つ必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺りの見解についてお答えください。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

公共施設マネジメントは、人口の減少、少子高齢化等の社会環境の変化により市民ニーズも多様化していく中、次世代に大きな負担を強いることがないように公共施設の再編や中長期的な計画保全を行っております。この目的を達するためには、将来的な特定の行政需要が予定されていない公共財産を、売却も貸付も行わず遊休地として保有し続ける考えはございませんが、有効活用策の検討に当たりましては、売却・貸付ありきではなく、案件ごとに市の方針、施策、各種計画等々の調整を図るものとしておりまして、また必要に応じて住民意見の聴取等を経て、方針決定を行うものとしております。

○1 番（塩手悠太） これ大阪市の話なんですけど、最終的な活用方法というか、定期借地というところになるんですけど、私と同じ問題意識を基に、将来あるべき必要である土地は残しておくべきだという観点から基準を設けて、そういった土地を設定して、貸付で活用していこうというような方針を今年の4月に打ち出したということもありますので、別府市としても今この全体的な風潮に一石を投じるとするか、問題提起として今回質問させていただきましたので、ぜひちょっと参考にして目を向けていただきたいなということを思います。

では、この項最後に、次に地区条例について質問をさせていただきますが、旧山の手中学校の最終利活用に関しては、市民との対話を重視してくださるということは前回の会議で認識をしております。より建設的な議論がなされる際に、確認しておかなければいけないことがあるなということで、今回質問させていただきますね。

旧山の手中学校が存在する地区に、地区条例なるものが制定されております。土地の、例えば利用の制限だったりとか、それから建物の高さの制限というところがかけられているんですが、例えば面積に関係なく、ボーリング場だったりゴルフ場というのはもう建てられませんよというような土地の規制だったりとか、あと高さ15メートル以上の建築はしてはいけませんよというような高さの規制も条例にはあります。しかし、その条例の8条部分において、首長が公益上必要な建物、建築物で用途上または構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において当該規定は適用しないというふうになっています。要は、首長が公益上必要と認めて許可した場合は、この条例の制限がなくなりますよということになるんですね。

そこで確認させていただきたいのが、公益上必要と認められるものというのはどのようなものが今想定されているのかというところを、確認させてください。

○都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

議員が今言われました地区条例につきましては、「別府市山の手地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」でございますが、この条例につきましては建築基準法の第1種住居地域、ここで建てることのできる建築物、3,000平米以下のボウリング場などの運動施設、それから自動車教習所、畜舎、この3つにつきまして、面積に関係なく

建築をしてはならないということで定めております。また議員、今言われました高さの制限、これもしているものになります。

御質問の公益上必要なものにつきましては、その内容によりまして個別具体的に判断していくことになると考えております。

○1番（塩手悠太） 確かに聞いてると、公益上必要なものというのはなかなか想定するのは難しいし、個別具体的な判断になるのではないかなというふうには思いますが、ただその際、ほかの市町村ではこの地区条例、全く同じような地区条例があるんですが、その一文に、首長は許可をする場合においては、あらかじめ市の建築審査会の同意を得なければならないということが明記されていて、許可の条文適用をする際の流れとして、建築審査会のある外部委員会を通すことを定めている自治体もあります。別府市は、そのような明確な流れは今設けていないということでしたので、条文を追加するか、それか明確な流れの決まりというところをつくっていただきたいなということと、これに関しては決定、もしそういう適用する場合は市民の方に対しての十分な説明というところを留意をさせていただきたいなということをお願いして、次の質問に参ります。

○建設部長（山内佳久） 追加で補足説明させていただきます。繰り返しの答弁になりますけれども、条例の特例につきましては個別具体的に判断するということになります。なりますけれども、地区計画の趣旨・目的等を踏まえ適切に対応していくのは当然です。建築審査会は別府市でも設けてはおりますので、場所とか建築物につきましては当然ながら、その条例審査会に通して決定していきたいというふうに考えております。

○1番（塩手悠太） 安心いたしました。ぜひ、適切な流れに沿って、そういった適用をする際はしていただきたいということをお願いいたします。

では、次に新湯治・ウェルネスについてです。

今議会でも多くの質問飛び交っておりましたので、私はもう1つだけにします。昨年度と今年度、ウェルネス関係の海外視察、フランスに行かれておりましたが、その報告書というところを拝見いたしました。議員の皆さんのタブレットの中にも資料要求していますので格納されていると思います。その報告書を見ると、やはり拠点施設というところには、昨日もおっしゃっていましたがラボという機能だけではなく、リラクゼーションスパだったりとか、それから飲食、それから宿泊みたいなところが機能として含まれるのも大いに可能性があるんじゃないかなというふうに見てとれましたので、そこで気になる点について伺いたいんですが、新湯治・ウェルネスの核となるこの拠点施設、せっかくですから充実した機能を組み込んでいただきたいなというのはもう本当、願望というか思っているんですが、ただ、そうなった場合に別府市が全て運営するというのは難しいと思うんです。ということはPPPというところを活用されるんじゃないかなというふうに思うんですが、その際、市内の事業者さんだったりとか、県外とか市外の事業者さんもやっぱりビジネスチャンスですから、参入とか手を挙げてくると思うんです。その際に、場合によっては民業圧迫だみたいなところの懸念点にもつながるんじゃないかなというふうに思っているところもあるので、その辺りの見解について、別府市としてどのようにお考えなのかというところをお答えください。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

ヴィシー市のほうを視察してまいりました。ヴィシー市のほうは温泉療養施設と、市内にも宿泊施設がたくさんございました。うまく共存していけるようなシステムでやっております。私も目指しております。

新湯治・ウェルネスの目的は、「次の100年に向けて、持続可能な観光地としての成長を目指し、ウェルネスのまちへと進化する。」であり、例えば別府に来られる観光客の皆様の奪い合いをするようなことではなく、新湯治・ウェルネスを産業化し、観光客を増や

す、新たな観光客を獲得するための事業と考えております。例えば拠点施設では、新たな客層をターゲットにすることを想定しており、それはウェルネスを目的とした客層であったり、そのリピーターであったり、既存の客層とは重ならない客層をターゲットとすることなどを想定しております。また、研究実践拠点施設において蓄積されたエビデンスをオープン化させ、市民や市内の事業者が活用し、魅力ある新たな商品やサービスなどとして提供していくことを想定しておりますので、議員が言われるような民業圧迫と言われるようなことではなくて、先ほどの質問でもございましたけれども、新たな産業の変革の一つとして、この事業により様々な新たな経済波及効果、ビジネスが生まれ、市全体で稼いでいくといった環境が整っていくことを目指しております。

- 1 番（塩手悠太） 市全体で稼ぐ、潤うということは非常にいいことだと思いますが、今議会でも数名の議員さんから問題提起されておりましたが、その際にはやっぱり域内循環というところの調査研究というところも、やっぱり行政としてはしっかりとしていけないといけないというふうに思いますんで、その辺りぜひ留意をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次、協働・コミュニティというところになるんですが、これは総合計画の中での質問では一番最後の質問になります。100 周年記念事業の市民公募事業というところは大いに好評であって、私もいろんな方からお話聞くと、もう自分たちも 100 周年の事業と一緒に参加して、何か盛り上げてるという気持ちを抱くという、非常にうれしい言葉をたくさん聞くんです。この継続性については安部一郎議員が質問でやられていましたので、答弁に対しては全て理解をいたしましたし、同じように継続をしていただきたいというのと、今 100 周年を絡めて一緒に中学生の海外派遣を行ってますけど、聞くと倍率 10 倍以上の募集が来るというところで、非常に興味もあって、皆さん大いに継続してほしいなって思ってるんじゃないかなと思うんで、ここも継続をしてほしいということをお願いします。

この事業を通して聞けた声というのが、私の理想とするまちづくりの一つの形だと思っているんですけど、自分たちも一緒にまちづくりをしていく、この気持ちを多くの市民が持っていただくことによって、活気あふれる別府になっていくんじゃないかなというふうに思っています。少しでも多くの方にそういった気持ちを持っていただくための一つの施策として紹介をしたいんですが、住民参加型予算と言われるものです。これは、今国だったら杉並区の実例で今取り組まれているんですけど、簡単に説明すると、市民の方が政策立案して提案をして、それで市が幾つかを選定して、それに対して市民が投票すると。その投票結果を踏まえて、首長さんが予算編成で参考にするというような形になるんですが、これですね、住民が予算を通してまちづくりというところを体感できて、ひとつまちづくりの意識醸成というところでは非常にいい施策なんではないかなというふうに思うんですが、この辺りの見解についてお答えください。

- 企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

市民の意見を予算に反映させる手段、手法は様々あると思いますが、御提案については他市で行っている取組として、参考にさせていただきたいと考えております。

- 1 番（塩手悠太） そのまま関連して説明をさせていただくんですが、今のは一般市民に向けた住民参加型予算なんですけど、もう一つ学生だけに対象にした、そういった取組も一ついいんじゃないかなというところで、私が今考えているのが、市の取組ですから市の各中学校に対してそういった案内をして、市として 50 万から 100 万円ぐらいの予算を一つ設けますと。そして、各中学校の人たちが代表で企画をしてもらって、それを例えば議会とかで皆さん集まって発表、プレゼンをしてもらいます。それで市長だったりとか、市の職員さんだったり議員とか、それから一般市民の方が参加して、それに対して投票する

と。それで決まった企画に対して実際に予算をつける。

これで、例えば学生のプレゼン能力だったり、これこそ一つ予算を通じての行政に興味を持ってもらう機会、それから、将来的にまちづくりをしてしてもらうような人材育成にもつながるんじゃないかなというふうに思うんですが、この学生に特化した住民参加型予算というところについての見解もお聞かせください。

○市長公室長（山内弘美） お答えいたします。

別府市では、地域課題を解決するためNPOや市民、大学生のプレゼンによる市民活動支援補助金制度を実施しておりますが、中学生のプレゼンによる事業費や補助金制度につきましては、将来のまちづくりの人材育成を踏まえ、参考にしたいと考えております。

○1番（塩手悠太） 100周年の市民公募型事業の答弁でもそうでしたが、この市民活動支援補助金というところで、今後拡大していくというところで、来年度以降のこの市民活動支援補助金というところに私も注視していきたいというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

最後、企業版ふるさと納税というところの質問だったんですが、これは市民公募型の事業と絡めての質問だったので、それは安部一郎議員の質問の中である程度もう理解いたしましたので、ここに関しては一つ市民公募型の対象事業という枠を企業版ふるさと納税に設けて、それで寄附を募る考えをぜひ検討していただきたいということを限定で述べて、次の質問に入りたいと思います。

最後、財政分析という項の質問に入ります。

時間も少なくなってきたので足早に質問させていただきますが、決算委員会でも様々な議論させていただきましたが、令和5年度決算というところの結果を踏まえて質問いたします。

実質単年度収支というところになるんですが、まず予算の上で歳入歳出を見る上で幾つかの指標があるんですね。単純に歳入総額と歳出総額の差額を見た形式収支、それからその形式収支から翌年度以降に繰り越すお金を除いたというのが実質収支。今年度分の実質収支と昨年の分の実質収支を引いたものが単年度収支と言われるもの、その単年度収支から基金の積立て、取崩しというのを除いたのが今言った実質単年度収支というところになるんですが、これ、簡単に説明すると、純粋に入ってきたお金と出て行ったお金のバランスを見ているという指標になるんです。これがプラスだったら、収入の範囲内での支出でしたねと。これがマイナスになるんだったら、収入より支出のほうが多かったですねという一つ見方ができるんですけど、この実質単年度収支について、別府市としてはどのようにお考えなのか、お答えください。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

実質単年度収支は、財政調整基金の積立てや繰入れ等を除外して単年度の収支の均衡を判断するために用いますので、基金残高の管理も踏まえながら当該収支を捉える必要があると考えております。

○1番（塩手悠太） では、基金の残高の推移を見てみたいと思います。

資料2を御覧ください。

これ、財政調整基金、それから減債基金を含めた財政調整用基金と言われるところの推移なんですが、グラフ見ていただくと、一定時期までは残高というのは増加しておりますが、熊本地震以降減少しているというところが見てとれます。それをさらにより分かりやすくした資料が資料3になります。この資料3の赤い色の部分、これが、要は積立てと取崩しの差額分で、赤色のところがマイナスだから基金が減りましたよというところを示している数値になるんですね。先ほど基金残高の管理も踏まえという答弁をされましたが、別府市ですね、基金残高、この財政調整用基金の基金残高50億円担保しますよというよ

うな基準を設けているんですが、この基金の積立額と取崩し額についての見解、どのように考えて運営をしているのかというところの見解をお聞かせください。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

別府市では、当該年度を含め5か年度の財政収支の中期見通しを立て、財政調整基金の積立額と取崩し額の見込みを把握しまして、財政目標である基金残高を確保するようにしております。

○1番（塩手悠太） それでは最後に、その実質単年度収支の推移というところを見てみたいと思います。

資料4を御覧ください。

実質単年度収支の推移を示したものになるんですが、熊本地震以降コロナ前までの4年間はマイナス、コロナ禍ですね、プラスに転じていますが、コロナが5類となった今回の令和5年度決算においては再びマイナスになっているというように、熊本地震以降は実質単年度収支はマイナスが多いということが分かります。それに伴って、実質単年度収支のマイナスだけではなく基金も減っているというところが見えるんですが、先ほども説明したように、実質単年度収支というのは収入と支出のバランスというところを見ている指標になる。これから分析するに、熊本地震以降の別府市の財政運営というのは背伸びをした運営になっているのではないかなと、客観的にこのデータだけ見て分析できるんですが、もちろん財政の健全化率を示す指標において、別府市の財政は健全であるということは分析しております。しかし、この客観的に見た結果だけを市民の方たちが、仮に私も含めて見た場合、私のような分析もできるというふうに思うんですが、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

まず、基金は減少はしておりません。基金につきましては不測の事態に備えたためしている財政調整用基金、その資料②の部分、それと大きな事業のために備えてためてます特定目的基金、この2種類が大きく分けてあります。資料2でお示しされている分については、財政目標を50億円としている財政用基金だけになります。そのほかに別に特定目的基金、これを合わせた全体の基金では、資料の平成27年度、それより令和5年度末、平成27年度より令和5年度末の125億と、上回り増加しているというふうな状況でございます。

実質単年度収支につきましても、この指標としましては一つの基金の増減しか指標に反映されておりません。ですので、その一つの基金の増減が、赤字年度もありますが、基金全体を通した収支では今までの決算では黒字というふうな形になっておりまして、背伸びした財政運営とか、そんな拙劣な財政運営だというふうには考えておりません。

これまでの財政運営につきましては、熊本地震、これも約10億円の財政負担があったんですが、コロナ対策、これも19億、それとか給食調理場、エアコン、こういった公共施設の水準を上げながらも、地方債残高は他団体よりも少ないという状況で、基金も先ほど申し上げましたとおり100億円を超えて基金を確保しております。したがって、中長期的には健全な財政を確保できているものというふうに考えております。

○1番（塩手悠太） 申し訳ありません、じゃあ基金は潤沢にあるということですね。そのように受け取りました。ただ、実質単年度収支というのは財政を見る上では非常に私は重要な指標だというふうに思っております。人口が減ってくる、そして税収も減ってくるんじゃないかと言われている中で、このままの流れの財政運営というところ、実質単年度収支だけを見たところ、大丈夫なのかという心配もありましたんで質問させていただきました。この数値に関しては今年度以降、だから来年の決算の数値の以降の数値もぜひ僕は注視していきたいというふうに思っていますので、ぜひその点についてはよろしく願いいたします。

では次に、資金調達いうところについてなんですが、地方財政計画の地方債というところを見ても分析できるように、公的資金の割合というのが低くなっている状況で、市場公募による資金調達というところが増加をしてきておりますこの市場公募型というところの中に、住民参加型の市場公募というところがあるんですが、簡単に説明すると、資金の調達の多様化を図る目的と住民への行政への参加意識を高める方法の一つで、要は住民に、市が事業を行うための資金の提供者になってもらうということです。これも市民協働のまちづくりや行政への参加意識を高めることに私はつながるというふうに思うんですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

市場公募による地方債の発行は、その大部分が全国型市場公募地方債によるものとなっております。住民参加型市場公募地方債は市場公募のうちごく一部の割合となっているのが現状でございます。住民参加型市場公募地方債の全国の発行実績総額におきまして、一時期は3,500億円を超える実績があったものの、令和5年度は272億円となっております。現在では有用な手段とはなっておりません。このような状況の中で、現状においては市場公募による地方債の検討を行う予定はございません。

○1番（塩手悠太） 今でも住民参加型の市場公募債をやっているところも一応実際あります。ですので、これは行政への参加意識、それから協働のまちづくりという点においても、私は一つ面白い、取組としてはかなりいい資金調達の方法なのではないかなと思うので、今後検討をしていただきたいというふうに思います。

では、最後の質問に入ります。基金運用についてです。

これちょっとしつこいかなというふうに思われるかもしれませんが、今回で3回目の質問になります。これは公有地の留保というところの質問とちょっと逆行するような質問になると思うんですが、別府市には今基金残高として、125億円ですね、残高は潤沢にあるというところで、そのうち約9割が銀行預金というところで、遊休、眠っております。その預金収益というところは、この基金残高には見合っていないんじゃないかなというように分析をしているんですが、一方、別府市と同じような人口規模でさらに同じような基金残高の他都市において、当時ですけど、基金を積極運用して利回り3.17%の約6億円の運用益を出している自治体もあるんです。これを見ると、別府市においても同じぐらいのパフォーマンスは出せるんじゃないかなというふうに思うんですが、ここまで2回質問行ってきましたが、改めて別府市がこの基金運用に取り組まない理由というのは何が課題だからという認識でしょうか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

これまでの議会でも御答弁をさせていただいておりますが、長期に運用できる資金の確保が課題となっております。また、現在の低金利の中で債券運用を行う状況にはないと判断をしているところでございます。

○1番（塩手悠太） 課題の一つである長期に運用できる資金の確保というところですけど、先ほど潤沢に基金が125億円もあるというところで、資金の確保というところではできるんじゃないかなというところが一つ。それから、先ほどちょっとその約6億円の収益を出したというところの自治体では、そのとき190億円、180億円程度の残高だったというところで、またその基金変動についても、ラダー型のポートフォリオを組んで運用すれば、ある程度金利変動による損というところはカバーできると思います。別府市が認識するその課題と同じような課題を抱きつつ、解決策を模索して運用しているような自治体もある中で、出納整理期間とか年度中のその資金不足に対しては、一時借入金を行いながら運用している自治体もありますし、想定されるというふうに思うんですが、これらについて別府市としてはどのように考えているのか、最後お答えください。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

基金の債券での運用におきましては、それぞれの自治体の基準判断があると思いますが、御提案の一時借入金につきましてはリスク管理上の手だてとして想定すべきものの、支払いに必要な資金等の流動性の確保が基金の債券運用の前提と考えております。

また、収益確保の面から見ますと、別府市ではPPP事業等を積極的に展開をしております、その結果も出ている状況から、資金を債券で長期間保有する以上の効果があるものと考えておりますので、この点からも債券運用を行う予定は現在のところありません。

○1 番（塩手悠太） るる理由というところはある程度理解はしたんですが、今は金融投資というところの時代でもあって、別府市においても金融教育というところをされていまして、地方自治法の中で、基金の運用について、最も確実かつ有利な方法というところが規定されていて、恐らくその最も確実というところに、注視というか重きを置いているんだというふうに思うんですが、今後は有利な方法というところにも少し着目をして、例えば証券会社さんだったりちょっと相談したりとか、調査研究、ちょっと前向きに一つの収入源としての施策として考えていただいてもいいんじゃないかなというふうに思うので、その点についてはぜひ注視していただきたいということを申し述べて、私の質問を終わります。

○23 番（野口哲男） 観光行政について質問いたします。

別府市の観光行政の現状と今後の取組を考えてみると、まず別府市は、国際観光温泉文化都市、これは制定が昭和25年、1950年制定なんですね。もう74年たってるんですよ、制定から。そういう中にあって、別府市は観光立市という、立市ということにもう間違いはないと思うんですが、国は今回競争力を失った主要産業に代わって、潜在力のある観光産業をコロナ後の日本経済の経済成長戦略の中核と位置づけるということで、観光立国推進基本計画第4次を発表してますね。これは施策の総合的・計画的推進というものがあって、関係省庁や日本政府観光局、地方公共団体、ここが大事なんです、DMO、観光関係団体、事業者、経済界等の緊密な連携・協働を図っていくこととあります。この中で、私がお聞きしたいのは、その内容について、これ観光立市である別府市の最大の追い風になるんじゃないかと私は分析しているわけですが、その内容についてお聞きしたい。簡単に説明してください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

観光立国推進基本計画（第4次）では、人口減少が進む日本では、観光は成長戦略の柱、地域活性化の切り札として位置づけられており、基本的な方針として、持続可能な観光地域づくり戦略、インバウンド回復戦略、国内交流拡大戦略を掲げております。この中で、地方公共団体の役割として、国内外の多様なニーズに応えることができる豊富な観光資源を有していることを再認識し、国内外からの観光旅行者を歓迎するまちづくりに努める、そのために観光地域づくりの司令塔としての役割を果たす観光地域づくり法人に対し、積極的な参画連携支援を行うとともに、地域内の多様な関係者との連携を図るとございます。

○23 番（野口哲男） 申し遅れましたけど、私の資料をタブレットに入れておりますので、この部分をちょっと御覧いただいて、問題は、地方公共団体がDMOというところが非常に大事なんですね。今後の中で別府市が取り組んでいく喫緊の課題としての問題がここに内蔵されているというふうに私は思いますので、この観光の施策の総合的な計画的な推進について、今総合計画を作成している途中ではあると思うんですけども、その内容についてどのように取り組んでいくのか、説明してください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

観光政策につきましては、別府市総合戦略（べっふ未来共創戦略）の中で、具体的な取組を定めております。現在の総合戦略の中では、新たな観光資源の開発と進化、観光筋力

強化に向けたさらなる取組、別府ブランドの構築と飛躍による人の流れの拡大促進を掲げております。具体的にはユニバーサルツーリズム、観光DX、免疫力日本一宣言、食と観光など持続可能な観光地づくりの推進、外国人観光客増加に向けた受入れ環境の整備、別府版DMOの機能の強化、世界への情報発信などの国の示す方向性とも併せつつ、本市の地域性を生かした取組を進めております。

現在、令和7年度からの5か年の「次期総合戦略」を策定中であり、その中でまた今後の方向性についても定めていくと考えております。

- 23番（野口哲男） 後ほど熱海市の取組等も説明させていただきますけれども、この中で、別府版のDMO機能の強化というのがありますけれども、最終的に総合計画というものをつくり上げるときに、先ほど答弁にあった100年の計画をこれからつくっていくという部長の説明がありましたけれども、これが非常に大事なことはないかと思しますので、その点についてしっかり計画をつくって実行していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

今や稼ぐ・もうかる、観光への仕組みづくりが求められるところでございますけれども、これまでの全国的な取組を振り返ると、結果として満足できるものはほとんどないと言われております。そこで改めて分析してみますと、これまでは数を追うだけでなく、もうかる観光の仕組みをつくることがなかったと。だから追うだけでなく、もうかる観光の仕組みをつくることが大切であると。これまでの観光コンセプトづくりでは、行政が中心でリードする観光は今や限界と言われております。これは全国的にそうと言われております。

それから、今や民力を主体として稼ぐ観光の仕組みづくりが求められているわけでありまして、今後の観光連携の展開手順としては、まずコンテンツをつくる、横文字あまり言いたくないんですけど、コンテンツというのは広告媒体とかそういうことになるんでしょうけど。深いテーマ別コンテンツを開発すること、これは情報内容をそういうふうにしなさいということなんですけど、それから大事なことはやっぱり人をつくること。市民のテーマ別観光意識を醸成すること、これは市民のそういう意識が非常に大事であるということが言われております。

それから仕組みをつくる。テーマ別観光のビジネスモデルの構築を行うこと等でありますけれども、全国的に見て、こういう従来の行政中心の観光振興というものはこういうふうに分断されておりますけれども、関係者の巻き込みが不十分であったと、分析してみると。それからデータの収集・分析が不十分であったと。もう一つは、民間的手法の導入が不十分であったと。後ほど私の反省も含めて話をさせていただきますけれども、こういう分析がされておりますけれども、これまでの別府市の観光行政については、この点についてどのように分析・反省をしておりますか、お聞きしたいと思います。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

観光客数につきましては、人口減少の影響や宿泊施設を中心にキャパシティの問題もあり、今後も急激に伸びてくることは、全国的に見ても難しいと考えております。ここで重要となりますのが、平日の宿泊者数を伸ばし、平準化を図っていくこと、また付加価値を高め、観光消費額を上げていくことであると捉えております。

現在取組を進めております「新湯治・ウェルネス事業」につきましては、古くからの湯治文化を継承するとともに、世界的なトレンドであり、今後市場規模の拡大が期待される「ウェルネス」に着目して、「医療、美容、健康」をテーマとして、新たな観光の形を目指す取組でございます。この事業につきましては、市内の温泉・観光業に携わる事業者等と連携し、宿泊日数の増加、観光消費額の向上への取組を進めてまいりたいと考えております。

- 23番（野口哲男） 分析をしたところ、やっぱり我々が反省しなければならないのは、こ

れまでも私も観光業に従事してまいりましたが、一つの企業だけの対応しか考えてないんですね。別府市全体の対応というものはあまり考えてなかったと。この辺がちょっと問題があったんじゃないかなというふうに思っております。

そこでね、地域観光地コンセプトづくりの5つのポイントというのがあるんですが、資源発掘の視点、これは地域資源を生かす上でどのような点に着目するか。それから顧客価値の視点、その資源を生かす上での顧客価値は何であるのか。資源の編集の視点、顧客価値創出のための資源の編集加工の視点は何だったのか。それから事業モデルの視点、継続的な事業として発展させるための事業、ビジネスモデルとしてどのような工夫をするのか。これは新湯治・ウェルネスに関係してくると思うんですけどもね。それで人材の育成というのがあるんですけども、これは後ほどまた人材の育成と、サービス業の生産性の向上については後ほど触れさせていただきたいと思っておりますけども、この5つのポイントを、今課長も答弁がありましたけれども、これが非常に大事なことはないかと思っておりますので、この点について、さらに話が あったら課長、答弁をお願いします。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

現在の別府市総合計画の中では、持続可能な観光地づくりのための方向性としまして、観光資源のさらなる磨き上げによる観光客の満足度及び消費の向上、そしてあらゆる観光客を受け入れる体制の整備、観光と市民生活の調和の確保及び市民福祉への還元を定めております。そのために、先ほど答弁させていただきました「新湯治・ウェルネス事業」を進めておりますので、その中で人材の育成も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○23番（野口哲男） 今、話がありましたように、これから100年の大計をつくるとすれば、この辺の分析等、これからの取組というのが非常に大事になるんじゃないかと思っております。副市長は観光の専門家でございますので、その点についてはいろんな御意見をお持ちでしょうけどもね、将来的にまたいろいろやっていただけることについては質問させていただきたいと思っております。

次にやっぱり大事なことは、私がずっと取り組んできたんですけども、一番大事なことはね、この中にある国の第4次計画の中にあるDMOというこの組織なんですね。国はこういうことを言ってるんですよ。DMOをどうするかということは、国はDMOを司令塔とした観光地づくりの推進ということで、宿泊税、入湯税の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援するとともに、世界的なDMOの形成を目指す、また世界的なDMOの候補となる先駆的DMOを含むものを令和7年の時点で全国に10の法人をつくりたいと、そういう順次選定見直しをし、支援を行うということになってます。これは別府市がこれから取り組んでいく上で、市長ね、やっぱりDMOというのは非常にこれからやっぱり観光行政の中で重点的な重きをなしてくると思います。これはぜひ後ほどまた質問しますけれども、取り組んでいただきたいというふうに思います。

資料をちょっと御覧いただきたいんですが、DMOについて、熱海市をちょっと視察をしてまいりました。配布資料2ページ、3ページ、4ページから続きますけれども、2ページを見ていただきますと、熱海市は人口が今3万4,000人しかいないんです。2ページを開いていただくと、そうするとね、これだけ人口が減ってきて、税収減と社会保障費増がこれだけ増えてきた。例えば、税収は139億円から93億円になったと。それから社会保障関係経費は11億円から52億円になった。だからこういうことを受けて、観光政策を進める体制上の制約がいろいろやっぱり実現してきたということで、まず人数不足、それから継続性、専門性、こうした制約をDMOをかけ宿泊税で解決したいというようなことで、次のページにインバウンドの需要の取組とかこれまでの検討経緯というのがありますので、次を開いていただくと、上記問題意識の下、将来の熱海市観光ビジョンである「観

光基本計画」の策定と、その中核戦略であるDMOと観光目的税の実現について、平成30年から令和3年5月まで継続的に議論した。これは私たちが今、会派で視察をしてまいて、じっくり担当者から話を聞いたんですけども、その担当者はもう観光に20年以上携わっていると、ベテランでありました。長崎市の観光部長は今21年ぐらい経験をしてるわけですけども、やっぱりプロがこういうことをやっていかないと、二、三年で観光課に配置された職員はね、こういうことはなかなかできません。

そういうことがあって、ここに、この表を見ていただくと分かりますけど、次のページに、観光政策に必要な経費と宿泊税についてということで、観光政策に支出している既存の経費はこういうものですよと。予算額と約3億5,000万円から約1億4,000万円ぐらい。今後の200円の宿泊税を設定した後は、400万人の宿泊客を予想して、約8億円の税収源があると。これは観光目的税ですから、観光にだけしかもう特化して使えないんですよね。

そういう中で、このように5億8,900万円ぐらいの予算をつくって、これからの熱海市の観光を活性化していく、あるいは、先ほど言いましたように民業を圧迫するんじゃなくて、民業を活性化、発展させていくという目的でこの宿泊税を設置してるわけですね。だから別府もこういう観点で、ぜひ進めていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

もう一つ言わせてもらおうとね、ある職員と高山市にも視察に行っていましたけども、熱海市はそういうことをやっていると同時に、高山市がこういうことをやってるんですね。一応、令和5年に観光コンベンション協会を設立したんです。高山市はそれまでね、ほとんど、ある組織をつくって、観光行政についての実働隊は、観光課がやるんじゃなくてそこがやってたんですよ。そういうこともあって、今回この高山市は、観光コンベンション協会、別府にも観光コンベンションはあったんですけどね。そのときにこういうことを考えればよかったんですが、こういう今問題というか、取組が行われていることについて、やっぱり別府市も民間を巻き込んだこういう今後の観光行政をつくっていくとすれば、やっぱりこういう視点で別府の観光行政を、これから100年後になるかもしれませんが、10年後になるかもしれませんが、その礎を、この市制100周年のときにぜひつくってもらいたいと、私はそういうふうに思ってるんですよ。

それで、ここで大事なことはKPIとか、PDCAとかでつくった以上は、必ずそこで評価をしていく。重要業績評価、それから事業達成度評価、それからPDCAというのは、Plan・Do・Check・Actionということになるんですけども、そういう観点を持って必ずつくり上げた以上はそれで終わりじゃなくて、そのスタートの後が非常に大事になる。だから、例えば新湯治・ウェルネス事業についても、今一生懸命考えてますけども、つくった後に、それが本当によかったのかどうかということを毎年でも検証していくと。そして新しく不具合があるところはやっぱり正していく、そういうことが非常に大事じゃないかと思ってますよ。

こんなこと言ったら悪いんですけども、賢者は他人の経験に学ぶということわがあります。だから、全国的にそういうことで取り組んでいる地方自治体も、いろいろなことをやってますので、別府市に取り入れられるものは取り入れていただきたいというふうに思っております。

それから次に、別府市の新湯治・ウェルネスは今後100年大計として絶対に成功しなきゃならないという、先ほど申し上げましたけれども、市長がB－b i z L I N Kをつくった。ずっと今までB－b i z L I N Kでいろいろ議論もされてきましたけどね。このB－b i z L I N Kというのは、私は別府市の初期のDMOじゃないかと思うんですよ。市長はそういう観点でこのB－b i zをつくったんじゃないかなと、今、私はそういう勝

手に推測しておるんですけども、だから先ほどね、課長の答弁にあったように、DMOの機能を強化するというのがありました。だから既にできてるB－b i zの中に、ウェルネス推進事業も一緒になって、官と民が共同してDMOをつくって運営していくと、そういうことを考えて、市長、どうですかその辺は。

○市長（長野恭紘） お答えします。

B－b i z L I N Kは、議員言われるように、当初からDMOということで設立をした法人であります。当然、別府の特色として産業構造として、観光で終わるだけではもったいないので、ツーリズムバレーとか起業・創業、スタートアップのところも関連してくるので、ここの機能を合わせた、世界にもあまり例のないDMO機能として立ち上げたのがB－b i z L I N Kであります。ただ、いろいろと間で災害が起こったり、コロナがあったりということで、本来のDMO、誘客というような戦略がなかなか打ち立てづらかったということで、コロナ対策をやってもらったり、様々なことをB－b i z L I N Kがやってきたということがあったので、なかなかDMO本来としての戦略、頭脳としての役割がなかなか果たせずにいたという大きい空白があった中での今も、全国的にはB－b i z L I N Kの相対的な価値というのはもう皆さん方にも認めていただいて、DMOとしての機能ということで、非常に皆さん注目をしていただいているというふうに思います。

つまりDMOは人材だと思いますので、その人材をどこで確保するのか、それとあとは、どういうふうにDMOが頂点に立ちつつ、立てた戦略を「オール熱海」と書いてましたけれども、「オール別府」でその戦略を遂行することができるかと、いやそんな戦略があっても俺たちは俺たちでやると、こうなると、全くこれ意味なしませんので、やはりB－b i z L I N Kを中心にその戦略を成功できる、しっかりとしたそういう体制構築がやっぱり人材と併せて必要なというふうに思っておりますので、その機能をより一層充実するために、B－b i z L I N Kの機能強化を一体となって図っていききたいというふうに思っているところです。

○23番（野口哲男） いい答弁でした。期待をしておきます。

やっぱりね、DMOは必要ですよ、これからのやっぱり観光行政には。特に別府のように観光立市である都市にとっては、このDMOというのは非常に大事なことです。

そのDMOって何なのかということをやっと課長、説明してもらえますか。DMOって分からない人がおりますから。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

観光庁が定めておりますのは、観光地域づくり法人、いわゆるDMOというのは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人であると定めております。

○23番（野口哲男） 今の説明ではあんまり、テレビを見ている方はよく分からなかったかと思いますが、やっぱりデスティネーション・マネージメント・オーガニゼーションという横文字がある、それを日本語に訳したときに、やっぱりなかなか分かりづらいんですね。だからね、結局今この議会で問題になるのは、横文字がずらずら並んでましてね。私も頻繁に調べてあるんですが、和製英語もあって、なかなか難しいんですね。だからそういう意味で、今後このDMOというものがどういうことであるかということ、この議場におられる方も、それから今テレビを見られている方もしっかり理解をしていただくような、そういう私も情報発信をしていかなければならないなと、私自身がですよ、そういうふうに思ってます。

それから、私がこれまで取り組んできたことについてちょっとお話をさせていただきます。

これをやると1時間から2時間かかるんで、ちょっと簡単にはしょってやりますけどね。新湯治・ウェルネス事業の質問に入る前に、室長、申し訳ないけどちょっと聞いてください。

私はね、もう大々的な労使紛争があったホテルにおりました。そのホテルの労使紛争をロックアウトという形でしまいさせて、それから新しいホテルを造っていく、再建すると。その新しいホテルを再建するために、何が必要なのかということをいろいろ考えたんです。当時はね、発電所があって、発電所から70度、80度の温泉が、もうそれこそ1分間に何百リットルも出てたんですよ。最後に4段階、5段階に冷やしてまた地中に送り込むと、40度ぐらいになった温泉水を使って、歩くプールとかそういうものを造ったらどうかとかいろいろ考えたんですが、そのときに、別府の観光カリスマというのが国から指定されたんです。後で出てきますけども、ヨーロッパに視察に行こうじゃないかという話になりましたね。これから一過性の温泉観光地の宿泊体制を、少なくとも3泊以上の温泉地につくり変えていこうと、そういう目的でドイツ、イタリア、それからもう一つ、3か国ぐらい回って、観光地としてはイタリアミラノのドゥオーモを見たり、ローマのコロッセオとかベネチアでいろいろ問題が起きたんですけども、ゴンドラに乗ったときにイタリア語が通じなくて、3倍ぐらいのお金払っちゃった。これは決してぼったくりじゃなくて、英語が少しできた人間がいたんですけど、英語と言葉が通じなかったんですね。今だったらね、このスマホですぐ会話ができるんですけど、そういうものがなかったもんですから、そしたらその日本人のお土産のおばちゃんが、それは冗談じゃない、私が取り返してあげるって言って、ゴンドラの船頭と話をしたような経緯もあるんですけども。

バーデンバーデンでは非常にまちがきれいで、バーデンバーデンの市内には自家用車が入れないんです。郊外で全部止められて、そこからバスで入るか自転車で入るか歩いて入るか。結局、朝5時になったら、ごみ収集車が来てきれいに掃除してしまうんですね。この5万人ぐらいしかいなかったバーデンバーデンが、何でそういうことができるのかなと思ったら、それこそブランド店がずらっと並んでるんですよ。何でこういう5万人しかないまちでこういうのができるのと言ったら、やっぱり世界のセレブがそこに来て、そこでいろんなブランド品とかそういうものを買って帰るらしいんですよ。

だからまちづくりとしてはそういうまちづくりで、温泉医療については流れるプールとか、温度の違うプールとか、それからドイツは、9時、10時ぐらいまで明るいですよ。その代わり、冬はもうすぐ真っ暗になる。だから結局日光浴をね、皆するんです。その流れるプールのあるクアハウスの屋上に上がったらいいものがありますよという案内を受けて上がってみたら、男性も女性も全部素っ裸で日光浴ですよ。目のやり場に困ってすぐ飛び降りましたけどね、そういうことがあった思い出があります。

イタリアのアバノで温泉医という学部があって、温泉医療をつかさどる医者を育ててるんですよ。そこで私も経験したのは、まず血圧測定とかいろいろ問診とかいろいろあって、それで例えば内科的・外科的な処方をどうすればいいのかということをそこで決めて、1週間なら1週間、10日なら10日、当時の最長の患者がいて、ソ連のブブカという棒高跳びの金メダリストが3か月ぐらいそこに滞在して、当時私が訪ねたその日、ブブカは今日いますかと言ったら、いや今は観光に行ってる。だから3か月の間に、そういう医療的な処置もしながら、例えばイタリアからドイツに行ったり、いろんなところに行って観光しているというふうなメニューでありました。こういうイタリアも、ただ健康保険の適用があったんですよ。だから、そういう1週間とか10日とか保険が利くものですから、かなり滞在日数が延びるんですが、日本にはそれはありません。

このときに考えたのが、やっぱり私が、もう一つは、ルーマニアってところに行ったん

です。これは私の叔父さんとパチンコ屋のおやじさんとかそういう方と一緒に、私も誘われてルーマニアの長寿治療のために行ったんですが、当時 50 万円ぐらいしました。円が強いときでしたからね、チャウシェスクという独裁者がルーマニアにいて、ちょうど直前に肅清されて、自由主義社会になったんです。チャウシェスク宮殿というのは、二千数百室、部屋があるんですよ。窓の高さが 50 メートル以上あって、カーテンだけで 50 メートル、カーテンが 1 トン以上なんですね。そういう宮殿を造ってそこに君臨してきたんですけど、結局中間搾取等が問題になって、誅されて、結局そのすぐ後でしたから自由主義社会になって、マフィアが横行してましてね、夜はあんまり出歩けなかったんですけども、そこでもやっぱりドクターが最初に行った日に、血圧測定とか血液検査とかいろいろして、その主な医薬品というのは、5 万人の医者を集めて自分が長生きするための薬を作らせたのが、ジェロビタールという薬なんです。ジェロビタールという薬を私も実は飲みました。注射も打ちました。注射をお尻にパスッと打つんで痛いんですよ、針が大きくてね。だからこれは皆さんに聞いてもらうためにわざと言っててるんですけども。

ただね、その中で非常に私が思ったのは、やっぱり治療は電気治療もあったしね、高圧水による治療とかね、いろいろあったんですけども、その中で私が感心したのは、10 日なら 10 日間の滞在期間中に、料理辺りは一流の料理を出すんですよ、フランス料理から何から。お昼はね、びっくりしたのはね、ざるそばが出るんですよ。うどんが出たりざるそばが出たりする。日本人向けの料理をちゃんと用意してるんですね。

だから、結局世界のセレブがそこに詰めかけたのは、そういうことが、当時は SNS とかないわけですから口コミですよ、口コミでそういう治療をやっていると。戦前は別府の九州大学病院別府病院も、ヨーロッパから温泉治療にかなりのセレブが来てます。これは実績があるんですけどね。そういう意味では、今後のやはり取組としては私はヨーロッパ型よりもね、このルーマニア型、セレブをいかに別府に誘致するか、というのはインターコンチネンタルホテル、世界に多くの会員がいると。だから、インターコンチネンタルホテルの多くのセレブ会員に発信をして、約 5 億人いるとすると 0.1% ぐらいの会員が来てもらえば約 50 万人ですよ、50 万人。50 万人掛け 30 万円とか 50 万円、100 万円とかそういうことになると、相当な金額がやっぱり別府に落とされていく。その施設をつくるためにはどうすればいいのかということは、しっかり考えてもらいたいんです。だから、世界に発信できるような、そういうセレブとかそういう方々、日本のセレブも見えるでしょうからね、当然ね。別府にしかないもの、ここにしかないもの、そういうものをつくり上げていくというのが今回の、市長、別府市全体の、これは課題ですよ。

そういう話で、もうこの辺で、まだあと 1 時間ぐらいかかりますんでやめますけどね。だから私が言うのは、そのときに、資料の 6 ページをちょっと開けてみてください。

こういうのが 30 年前につくったメニューなんです。今出てます。それでね、鶴田とか白池とか風月とか、当時の関係者がここでやったんですが、結局ここ能说るのはね、別府温泉、別府 O N S E N 地療法研究会というのをくり上げて、例えばこういう温泉と運動、温泉と栄養、温泉と美容と。これで朝食はこういうもんですよ、それでその後は鶴見岳ウオーキングやるんですよ、鉄輪温泉あたりを散策するんですよ、こういうメニューを作って、各 10 名ずつ集めたんです。そうすると大変好評で、これはよかったなと思ったんですが、残念ながらこれが長続きしなかった原因がある。それは全市が一致した行動が取れなかったと。だから別府 O N S E N 地療法研究会というものをつくって、これが行政と一緒にあって、DMO のようなものをつくって働きかけをしたら。これは成功したと思いますよ。そのときに、私もその当時は市議会議員になってませんでしたから、杉乃井の社員でしたからね。これを受け入れて、ここにありますように温泉療法医の講演とか、音楽療法とか、それから杉乃井ホテルの中にあった美容室で美容体験とか、そういうのをや

りました。こういうメニューがね、室長、やっぱり必要ですよ、これからは。だからこれをやった結果として、最終的には今根づいてなかったんですけども、これを今後、根づかせるためにどうすればいいのかということを考えていく必要がある。

私はね、はっきり申し上げてね、この問題をいろいろ分析してみたら、私の一つの分析結果があるんですよ。これはどういうことかということ、新湯治・メディカル・ビューティー・ウェルネスこの4つがそろってないと、なかなか、ただ新湯治・ウェルネスだけでは成功しないと思うんです、私は。だから別府にあるもの、別府にだけしかないものをつくるとすればね、新湯治・メディカル・ビューティー・ウェルネスとこの4つ。もし関心があれば、部長、私のところに来てください、説明しますから。だからそういうことをね、しっかりやっぱりつくり上げていく、コンセプトをつくる、これが非常に大事だと思います。

最終的に市長にお伺いする前に、ウェルネス事業の室長がせっかくおりますから、室長にちょっと確認を、質問しますけれども、フランスでの視察とかそういうものがありましたけれども、稼ぐ観光への仕組みづくりとかそういうものについては、今どういうふうになってますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えをいたします。

まず、フランスのヴィシーはどうだったかという御質問にお答えさせていただきます。本年の5月の14日から16日までの3日間、フランス・ヴィシー市にて調査等を行ってまいりました。調査等の項目では、フランスの保険療養制度、拠点となっております温泉療養施設の現場や人材育成の現場、ヴィシー市の歴史、観光の現状など、それぞれの担当者から詳しく説明を受け、意見交換などを行ってまいりました。

その中で、細かいところは報告書のほうに記載させていただいておりますけれども、調査の中で感じたことといたしましては、コロナ禍を経て、ヴィシー市もこれから先のまちの進むべき方向性、いかに持続可能な観光のまちとして変化し、かつ観光による消費額を上げ、市民、観光客をウェルビーイングに導いていくかといった手法を考えており、今ある地域資源を生かしてウェルネス、ウェルネスツーリズムに力を入れていくような準備をしておりまして、私どもも見習うべきところが非常にあったと思っております。

○23番（野口哲男） ちょっと残念なことがあったんですけども、ウェルネスの第一人者を呼んで講演会を開いたと、そういうことを私も聞いております。そこに私、出席してなかったんですけど、ただちょっと難しくてあまり理解ができなかったというようなことを聞きましたんで、これは日本の第一人者らしいですね、この人は。Gという方です、頭文字が。

そういうね、努力は認めます、認めるんだけど、はっきり申し上げてね、今別府市民の方々が、新湯治・ウェルネスって何だろうかという理解がまだいってないんですよ。だから、本来であれば、もう既に拠点的なそのものを含めて、こういうことまでできてますよ、こういうことをやるんですよということを、やっぱり別府市民の皆さんに分かるように説明してほしいと、私はそう思います。だから、せっかくいいことやってるのに、隣は何をする人ぞみたいなことじゃ困るわけだね。しっかり取り組んでいただきたいということを指摘しておきたいと思います。

では次に、この程度で終わらして、私が取り組んできた内容の中でね、私がさっき言いましたように、新湯治・メディカル・ビューティー・ウェルネスと、こういう切り口でやっぱり別府市は取り組んでもらいたいということなんで、その内容について、例えばね、温泉療法医がかなりまだ健在してます。ここに出てる畑さんとかね、そういう方もおられますし、そういう方々も含めて、今後の新湯治・メディカル、林君もおりますし、ビューティーの林君もおりますから、そういう方々とタイアップしながら、やっぱりしっかりしたものにつくり上げていただきたいということを要望として申し上げておきます。

それから最後に、市長にちょっと最後はお願いしたいんですけど、先ほど申し上げましたように、今後の中で、私が今まで取り組んできたのと同様に、今後のこの100年の大計を考えたときに、別府市の観光行政、それをどのように活発にして観光振興を図っていくのかということは非常に大事なことで、だから地域全体の目線をそろえた共通の目標設定と、組織ごとの役割分担をすることが必要であると。それから、これからの地方観光は客数よりも、観光消費額を重視すべきである。ここは非常に大事なんですよ。先ほど申し上げたように50万人の観光客が、新湯治のお客さんでも1,000億円ぐらい売上げができる、これは私の単純計算ですけれども。そういうことも含めてね、だから新湯治・ウェルネス事業の長期戦略は、世界に認められる大事なキーワードであることを理解して取り組んでいただきたい。先ほど言いましたように大事なキーワードというのは、やっぱりメディカルとビューティーも入れたほうがいいと思いますよ、私は。

それからもう一つは、観光目的税として宿泊税の導入が課題になってきます。これは入湯税超過課税の導入の問題が先決ということですね、前期議会の政策研究会で議題に上げたんですよ。長崎辺りも、もう既に宿泊税を導入しようとしている。そういう情報を得て、やろうかということになったんですが、取りあえず入湯税の超過課税を先にやって、後ほど宿泊税については議論していきましょうということで終わったんですが、だから今後、先ほど国が言うように、DMOというものがどういうものかということをしっかり分析しながら、このDMOというものを早急に検討することが求められると思います。だから日本の現状を見ると、GDPも、実質GDPともドイツに抜かれた、それから次はもうインドにも抜かれると。2位から3位、4位、5位、6位と、そういう中で、再びやっぱり復興するためには、やっぱり国が言うように、観光というものがこの日本の行く末を決定してくると思うんですよ。だから、先ほどいつも市長が言うように、観光でもうかったお金で福祉を充実させると、これしかないと思うんですね、今後はね。

だから私が言うのは、今後100年の大計を持って観光行政の確立を図っていただきたい、この点について、私が今るる申し上げていましたが、ちょっと時間があれば、ゆっくりでいいですから、十分な時間がありますので、答弁をお願いします。

○市長（長野恭紘） お答えします。

新湯治・メディカル・ビューティー・ウェルネス、素晴らしいと思います。新しいワードが生まれた瞬間でございました。まさにコンセプトとしてはそういうことだなと、我々の考えてるところはまさにそういうところだというふうに思います。ネーミングがどうかという問題よりも、中身はもうまさしくそういうことだというふうに思います。

新湯治・ウェルネスというのは、湯治のいわゆる効果をアップデートして、つまり効果を見える化すると、それに様々な体験を組み合わせると高付加価値な旅を提供すると。つまりそれは、滞在日数を増やすということでもあります。効果額としては、人数を増やしていくよりもやはり効果額を増やしていく観光、質の高い高付加価値な観光を別府の場合は伸ばしていかないと、既に800万人以上のお客さんが来られているということですので、やはりそこ以外の部分、今別府にないものを増やしていくと、別府の特徴を使ってということだというふうに思っています。

新湯治・ウェルネスという方向性については、世界の潮流のど真ん中、これからまだど真ん中ではないかもしれませんが、間違いなくこれからど真ん中にまさしくなっていくという、500兆円産業というふうに言われてますが、恐らく今は600兆円とか700兆円ぐらいだというふうにも言われる方もいらっしゃると思います。そういったことで、先ほどの計算から言うと500兆円、600兆円のうちの1%に引き込めれば5兆円、6兆円という数字がすぐに弾き出されるわけでありますから、問題は先ほどから議員が御指摘をいただいている、誰がその新湯治・ウェルネスの旗振り役になって、市民の皆さんや事業者の皆さんと

一体的にこれを進めていけるかどうか、これがまさに肝であります。DMO機能としては、B－b i z L I N Kは非常にプロパー職員も今頑張っていて、全国からも非常に注目を集める組織になっていますし、新しいプロパー職員と、あとは様々な職員、多様な職員の皆さん方が今入ってきてくれていて、人材としてはいい陣立てになってきたんじゃないかなというふうにも思っておりますので、またさらにここに独自財源をつくるということになれば、やはり入湯税の超過課税はもちろん上げましたけれども、法定外税でありますけれども、その宿泊税というものを、法定外税の議論をもうそろそろ始めなければいけないということになるのかなというふうにも思っております。

市民の皆さんや事業者の皆さんと、やはり意思を一つにして進めていくというために、今時間を、できるだけ時間をかけながらここまでやってきたわけでありましてけれども、まだなかなか理解ができないというようなお声も聞かれますので、そこは理解を深めつつも、同時進行でこういうものなんだという、目で見て実際体験をしていただかないとなかなか分からないという場面もあると思いますので、説明はもちろん丁寧にやっていきますけれども、その姿形というものも徐々に皆さん方にお示しをし、理解をしていただきながら、この新湯治・ウェルネスというものが今後100年の間違いなく別府の世界の、日本の観光の一つの大きな柱になる。それを別府は今、誰もやっていない挑戦をやる。100年先の別府の子どもたちが、100年前にこれをやってくれたから今の別府の産業の安定があると言ってもらえることに必ずなるというふうに、これは自信を持っていますので、しっかりと様々なことを抜かりないように進めていきたいというふうに決意をしているところでございますので、また議員にも様々な御指摘をいただきたいというふうに思います。

- 23番（野口哲男） そのとおりでね、100年の大計と私はもう大言壮語の話をしましたが、やっぱり別府市の観光行政というものを100年目に見直すと、今後100年にどうつなげていくのか、これは長野市政のときにこういうものをつくったんですよと、100年後に評価されるようなものをぜひつくっていただきたいと思います。

最後に、ちょっと私言い忘れたんですけども、人材育成と接客業の生産性の向上について話をしますと、人材の育成は、別府市の行政の中でも二、三年で人事異動してれば、人が育たない。だから特に観光、それから議会事務局、財政、こういうところはやっぱり10年以上ぐらいの経過をもって異動させるような、二、三年で異動するとね、前任者がこうやってたからってそのとおりしかしないんですよ。だから自分の、やっぱり知恵を出して行政に携わるということをやるとすれば、10年以上やっぱりそういうのが必要じゃないかなと思いますよ。

それから熱海市がやってるようにね、やっぱり今熱海市は大学の観光学科を出た職員を採用してます。熱海市は5人しか観光課いないんですよ。あとはもうDMOに任せるわけですよ。だから、別府市が将来もっと人口減少していった場合には、この観光課も今のような陣容ではできません。だから必ずその前倒しをして、その人材を確保することと、育成をしていくこと。私が以前、十何年前にある市長に提案したんですけど、やっぱりエージェントに出向させたらどうかと、一流ホテルに出向させたらどうかと、職員を。そういうことを話をしたんですけど、やっぱり観光というのはね、非常に、阿部副市長も御存じのようにね、なかなか一筋縄じゃいかないんですよ。ある程度の知識を持って、それからまた自分が研究して、この別府市の観光はどうしていけばいいのかなということをやったり考えていける、そういう職員をつくっていかなければならない。

それから今ね、簡単に日本の中の一般事業と、接客業に従事する平均賃金を見るとね、一般が35万円ぐらいですよ、大体月にね。ところが、接客業、ホテル業に従事する人間は27万円ぐらいしかないんですよ。七、八万円差があるんです。なぜそういうことかと

いうと、結局エージェントにRを払うんですよ、リベートを払う。エージェントには10%から15%、客を送り込んでいただければ払うわけですよ。そういうのをやめようやという話をしたんですけど、市長も、2代目か3代前の市長には言ったんですけども、なかなかそれはできなかったんですが、今おかげでSNS等で予約を取って、エージェントに頼らないホテル、旅館が増えてきました。だから、そういう点では別府もいい方向に行ってるんですけども、ただ私が言うのはやっぱりチップですよ、ノーチップ制。ノーチップ制というのはね、日本はそれでお客様は大変助かるんです。しかし、私たちが外国に行けば必ず、レストランに行こうがどこに行こうがやっぱり10%から15%のチップを払うわけですよ。それがその、例えばサーバーのサービスをする人間とか、そういうところに実入りになるわけよね。杉乃井ホテルも昔は、メイドさんが頂いたチップはみんなでプールして分けてた。

だからね、今別府が曲がり角に来てるってことは、湯布院もそうですけど、観光業に携わる人手がないんです。去年も湯布院で昼食を100人ぐらいしたいから食事ができませんかと言ったら、いやもう人がいなくてできません。別府も今はそういう状況ですよ。だからね、これはやっぱり全国的に私たちも訴えていきますけどね、もうこれだけインバウンドが増えたらね、ノーチップ制をやめるべきです、私は。そうするとね、チップが入ればそれだけやっぱりお客さんにサービスがよくなるんです。そしておもてなしもよくなる。自分は実入りがある。その中で、いろんなお客さんと接する中で本人も成長していくんですよ。

○議長（加藤信康） 野口議員、質問にしてください。

○23番（野口哲男） じゃあそういうことで、ぜひ、いやこれはね、ちょっと言わないと分からないから今説明しています。

それで、ぜひこういうノーチップ制、それから人材の育成、それについて取り組んでいただきたいということを最後をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（加藤信康） 執行部、お考えはないですか。

○市長（長野恭紘） お答えいたします。

海外に行くとやっぱりチップって、我々文化がないもんですから、払う、ここは払う国なのか払うべきときなのかというのを一回一回、ここどうすればいいんですかとかと聞くようなところがあって、非常に悩むところがあるんですが、日本の場合はそれがないと、内に込められているということになるのかもしれませんが、いずれにしてもなかなか、チップよこせと言ったらチップの意味がなかなかなくなってしまいうんで、なかなか文化としてはどうなのかなというふうに思いますけれども、いずれにしてもサービス料というか、そういう直接、そこで働く観光人材であったり、そこで働く人たちに還元できるようなチップというかサービス代というか、そういうものはやはり考えてもいいのかなというふうに思ってます。実はあるアプリ会社からもそういう提案があって、この従業員を応援したいと、この人のサービスがよかったって言ったら、そのアプリからその人にお金か、お金とかポイントが送られて、それが現金化されて配られるみたいなサービスも今できてますんで、テクノロジーも発展してますんで、何かいろいろと考えてみたいなというふうに思います。

○議長（加藤信康） 休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○20番（市原隆生） よろしく願いいたします。

最初に、放課後デイサービスについてということで質問をさせていただくわけですね

ども、私が議員になった20年前というのは、学校の授業が小学校だと担任の先生が1人で授業を教えたという状況でありますけれども、途中から補助といいますか、いきいき支援ということで、県の事業が始まって、各学校に約1名の支援員を派遣してくれると、いきいき支援員を派遣してくれる、授業のサポートをするということでありました。事情というのが、中で発達障がい等のある子どもたちが、授業中に抜け出したら、それを事故に遭わないように連れ戻すというような役目も含めて、されておりました。そういった事業が2年、県の補助金でやってまして、次、3年目からは市の単費でずっと今続けていると。今、50名ぐらいを市で手当していただいておりますけれども、それでもなかなか今人数が全員、フルにそろわないというような状況があるというふうに、この前の委員会でも指摘があったというふうに思います。

本当に今、私たち、そういったいきいき支援員をつけていただいた時代からすると、大方割合といいますか、それが大体2倍ぐらいになっているというようなことでありますので、さらにそれぞれのクラスの教えてる教職の方、またそこについてる支援の方たちは大変苦勞されてるんじゃないかというふうに思っております。

またそういった方、そういったところから、学校が終わって、そういった子どもたちを見ていただく、これは発達障がいの方、子どもだけではないと思いますけれども、そういった施設、受入れをしてくれるところとして放課後デイサービスというのができてるというふうに思っております。施設の数、それから利用者、そういったところの現状を最初にお尋ねしたいと思います。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

放課後等デイサービス事業を行っております市内の事業者は、6月末現在ですけれども34か所であります。通所している障がい児の利用者数は、8月末時点で小学生が330名、中高生が150名となっております。

○20番（市原隆生） 小学生と中高生の割合というのが大体2対1ぐらいということなんですかね。そういった中で、ここを利用されてる中高生の親の方から見て、小学生の方、小さい子どもたちに支援といいますか指導員の目が行ってて、なかなか中高生、大きい子どもたちに目が行ってないんじゃないかというような声もあるわけなんですけれども、見方として、構ってもらえてないというような、こういう感じ方をされていると。そういった子どもさんを持つ親の立場でないとなかなか分からないことなんですけれども、そういった構ってもらえてないような状況にあるというふうに感じておられるようであります。

この辺、もうちょっと改善できないかというような声があるんですけども、その点いかがでしょうか。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

小学生と中高生では、やはり小学生のほうが対応時間は多いと推察されます。中高生は就業時間が小学生に比べて遅く、放課後等デイサービスで過ごす時間が少ないという事実もあります。一概には言えませんが、中高生になると自分でできていることも増えまして、あまり干渉されたくないと感じる利用者もいると聞いております。関係事業者からの活動報告等によりますと、小中高生が一緒に物づくりなどの作業や、様々な体験や遊びを行っている活動の報告等もございます。利用者の特性に真摯に向き合い、様々な状況に対応しているものと考えております。

市のホームページ上では、「子ども支援の御案内」としまして、毎年度各事業の案内や特色、提供サービスメニュー等を公開しておりますので、利用者の特性に応じた事業所を選択し、御利用いただきたいと思います。

○20番（市原隆生） 分かりました。ただ、こういった対象の子どもたちというのは年々増加している傾向にあるかというふうに思っております。今の状態では、施設の数というの

はそれなりに結構充実してるのかなというふうにも感じておりますけれども、年々増加傾向にあるということも踏まえて、今後の対応としてどのように考えておられるか、その点をお答えください。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

本事業を利用する障がい児がやはり年々増えているに当たりまして、新規事業開始を行う事業所数も増加しております。全事業所のサービス提供についての実情把握は難しいですが、事業者の特色のあるサービス提供等の内容を把握できるよう、事業所との連携を図っていきたいと考えております。

○20番（市原隆生） 先ほどの答弁からも、事業所の数というのは結構充実しているというところから、今後増えていく傾向にあるのか、その辺はちょっと私のほうで分かりませんが、こういったニーズに対応してといいますか、中高生、大きな子どもたちに対応して、そういったところに特化したような施設、事業所ができないか、その辺を考えるわけなんですけれども、その点いかがお考えでしょうか。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

放課後等デイサービスの対象児童は関係法令等によりまして、学校、幼稚園と大学を除きますが、学校に就業、就学している障がい児とされております。中高生は放課後の時間が小学生と比べるとやはり少なくなると認識はしております。障害児通所支援サービスを展開する事業者は、その特色を生かしたサービスの提供を行っておりますので、事業者の経営方針に委ねたいと考えております。

○20番（市原隆生） 分かりました。事業を展開しようとしている方も、こういったニーズを理解していただき、これでやっていけるということが確認できたら、そういったところに参入、参加していただきたいなというふうに思っております。

この項目についてはこれで終わります。ありがとうございました。

次に、特認校についてお尋ねをします。

これも今のことと関連をしております。学校のことなんですけれども、市長にちょっとこれ、お礼をとといいますか、市長の英断で今体育館に全部エアコンを入れております。今年の夏は非常に暑かったんですけれども、私、北部中学校のほうでコミュニティスクールから始まって今学校運営協議会に12年携わってまいりました。この前やっと卒業させてもらったんですけれども、いまだに朝の挨拶運動にずっと参加してるんですね。この前校長からちょっと聞いたんですけれども、やっぱり別府の中学校に、練習試合にほかの子が来たがるということで言っていました。体育館の中に冷房が効いてるもんですから、バスケットとか、バレーなんかの屋内の競技の子どもたちが、別府で練習試合やりたいというふうに、非常にそういった声があるんですよというふうに言っておりました。

本当に、災害対策もこれからありますけれども、子どもたちがそういった形で非常にいい形でスポーツに取り組んでいるということをまずちょっと御報告して、またお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

特認校についてなんですけれども、この取組についても非常にいい取組じゃないかと。ここに通ってる子どもの保護者の方が言うておりまして、ただ環境が非常にいいという状況もありますけれども、環境がいい反面、やはりなかなか通にくいというところもあります。地元の子どもたちもいますけれども、市内全域から多くの子どもたちが通っているというふうにお聞きをしました。

今、この在校生の状況について最初にお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

現在、東山幼小中学校には、幼稚部に4名、小学部に38名、中学部に25名、合計67名が在籍しております。そのうち、東山校区の児童生徒は、小学生が7名、中学生が5名

の合計 12 名、特認校制度を利用して校区外から通っている園児児童生徒は、園児が 4 名、小学生が 31 名、中学生が 20 名の合計 55 名でございます。

- 20 番（市原隆生） 私、この数字を聞いて本当驚きました。地元は子どもたちが少ないなという予想はあったんですけども、これだけの多くの中学生 20 名と小学生が 31 名ですか、幼稚園児の 4 名が校区外から通っているということでありました。こんなに多くの子どもたちが通っているというのは、本当に今回ちょっと初めて知ったんですけども、やはりここに通わせている保護者というのは、やはりこのよさというのはよく分かって通わせておられるんじゃないかなと。私もここに通っておられる保護者の方から、非常に充実した学校生活を送らせてもらっていると。ただ、やっぱり難点は通いにくいことなんだというふうに言っておりまして、その方は毎回車で送り届けてるらしいです。ちょっと声を聞いたのは、石垣辺りに住んでおられる方なんですけど。

そこで、ここに通ってくる子どもたち、校区外から通ってこられる子どもたちがどういった通学の手段を使っているか、その辺を答弁ください。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

幼稚園児と小学生は保護者の送迎にて通学しております。一方、中学生は保護者の送迎、もしくは路線バスにより通学をしております。路線バス利用の場合、自宅に最も近いバス停からおよそ 40 分以内で、東山小中学校前のバス停まで到着します。登校及び下校のそれぞれの時間帯に路線バスの運行がありますので、そちらを利用しております。

- 20 番（市原隆生） ありがとうございます。お話を聞きましたら、別府駅からいいんですかね、路線バスが出てる。登校する時間、それから下校する時間に合わせて路線バスが利用できるということでありましたけれども、保護者の勤務の関係で、利用しにくい時間帯になってるのかなというふうに思うんですけども、ただ何かあんまり知られてなかったような感じがいたしました。もう一度、保護者の方にこういった交通手段利用できますよということと、できたら行き帰り、スクールバスのようなものが出ないのかということがありました。

もう一点は、今路線バスの、大体減便また廃止が結構進んでおりますけれども、そういった憂き目に遭わないように、なったらいいなというふうに思うんですけども、これはやり取りの中でから、こういった場合どうしますかということはお聞きしなかったんですけど、要望として、そういった路線バスの手段がなくなったときに何らかの形で、せつかくのこういったいい取組をしている学校に、通うことができなくなるようなことにならないように、何らかの交通手段を今後考えていただきたいなというふうに思いますし、また通学の方法についても、再度こういったことで通学できるということを、各保護者に教えていただけたらというふうに思っておりますので、その点どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、次に行きます。

次に、自転車通学についてというふうに書いたんですけども、通学といいますと、中学校では自転車通学というのはされておられません。高校生から自転車で通学をしているので、教育委員会のほうで最初考えていただいた部分があるかと思うんですけども、高校生の方はおおむねルールを守って、私も旧国道に月 2 回ほど信号のところに立ってるんですけども、そこでおおむね信号に合わせて止まってくれますし、ヘルメットも、かぶってない子も持ってはいますので、時々かぶっていけよって声をかけたりするんですけど、おおむねルールを守って乗っていただけてるみたいですね。

ただ、私がこういった指摘といいますか、相談、留学生の方は、手軽に移動できる手段として自転車を使ってる方をよく見ます。私の家の近くでもあるんですけども、やはりなかなかルールを守ってくれない、一旦停止しない、それから結構集団で行ったりするので、話しながらして前を見てなかったりとか、あと私の近く、上人なんか細い道が曲がりくねっ

たりしているわけですが、そこを結構スピードを出していったりということで、危険を感じるから何とかならないかというような相談を受けたこともありますし、その点教育部長にもお願いをして、一度学校側にもそういったことを伝えてくれないかということをお願いした経緯があります。

この市内の大学生、在学する学生の自転車による通学の状況、最初にこの点についてお尋ねしたいと思います。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

市内の各大学に大学生の自転車通学の状況についてお聞きしたところ、在学生の通学方法については基本的には把握してないとの回答でありましたが、ある大学では自転車や自動二輪の通学に対し許可制をとっているところもございました。

○20番（市原隆生） 自転車と言ったら手軽な乗物ですので、学校に通う以外でこういった活用をしてるかという中で、自転車で例えばアルバイトに行ってるとかいうところを、大学側が、年齢的には18歳以上ということで大人の仲間入りをしている方たちだろうと思いますので、そこまで細かく指導するようなことはないのかもしれませんが、学校に通う、大学に通うということと言いましたら、やはり何らかのチェックをしていただいていたほうが、これは留学生の方を縛るという意味ではなくて、これ後でちょっと紹介させてもらいますけども、やはり今、日本の中で自転車に対するルールというのが非常に厳しくなってきましたし、例えば何か事件、事故になったときに、損害賠償なんかも相当な額が来たりという事例もありますので、その辺せつかく日本に来て学んでくれる学生がそういった、つまらないと言ったらこれはいけないかと思いますが、そういったちょっとしたことで諦めないといけない、日本で学ぶことを諦めなければならないというような状況になるというのはね、非常に残念だなと思いますし、そういったことをぜひ避けるためにもね、日本の状況というのをよく分かってもらいたいなというふうに思っているのです。

特に留学生に対する自転車の交通ルールと交通マナー、これをどういうふうに指導しているのかという点でありますけど、いかがでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

各大学のほうに確認しましたところ、入学時のオリエンテーションにおいて、生活指導の一環として、別府警察署より自転車の交通ルール等の説明があるとのことではあり、夏休み前にはメールの一斉送信により、注意喚起をしているところでございます。

○20番（市原隆生） 一応はしていただいているということなんですね。ただ、何かあまり守られてない部分なんかあるのかなというふうに思ったんですけども、実はこれ、前に大きなニュースになったので御存じの方もいるかと思うんですけども、これちょっと読ませていただきます。

自転車で起きた事故の損害賠償の事例として有名になったのは、神戸地方裁判所が2013年7月に男子児童が起こした事故に対して、児童の母親に約9,500万円の賠償を命じた判決です。時速20から30キロで坂道を下っていた際、前方不注意が原因で、散歩中の女性と衝突。女性は跳ね飛ばされて頭を打ち、意識不明の重体となり植物状態になってしまったのですというふうな事例があります。このときは未成年でありますし、男子児童は支払い能力がありませんので、親が支払わなければならないというふうになったということです。こういった不注意と、それから事故を起こした歩行者のダメージの具合によって、非常に大きな賠償を背負わされるということになりますし、そういったことになりかねないということを、乗っておられる留学生本人、またそういったことを許可、または黙認しているということなんだろうけども、学校側としてもよく分かって、そういったことを、そういったことで市民を傷つけないようにということもありますけれど

も、本人もそれで非常なダメージといいですか、金銭的なダメージを負うわけですから、そういったことがないように、やはりこの別府、上人辺りを自転車に乗るんだったら、この辺やっぱ曲がりくねった狹隘道路多いからゆっくり行かないと駄目だろうというような指導をきちっとしていただきながら、それを守らないで不幸にして事故になってしまったということになれば、それはもう残念なことでもありますけれども、そういったことをよく分かっていただいて、自転車を利用していただくということが重要ではないかというふうに思っておりますので、その点についてなんですけども。保険についてなんですけど、保険に入ること、これは指導しているのかどうかということと、それから保険の加入状況というのはどんなものでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

各大学の話によりますと、自転車保険に加入した場合には保険契約書などを提出させている大学があるようでございます。

○20 番（市原隆生） 保険も自動車、バイクのように自賠責保険というものはありませんし、任意でから入らないといけないわけなんですけども、調べたところ 500 円ぐらいから入れる保険があるみたいです。どのぐらいの保障が出るのかというのは分かりませんけれども、その掛金の程度によるんでしょうけど、そういった意識も持っていただくほうが、自転車を利用する者のためになるんじゃないかなというふうに思っております。

こういったことを許可、また黙認している学校側の責任というのはどのようにお考えでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」第 9 条第 4 項では、「学校の長は、在学する児童、生徒または学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めるものとする。」と定められております。本市といたしましても、大学、警察、交通安全協会との連携の上、交通安全イベントや自転車交通安全教育等の講習を通じまして、効果的な広報や啓発を行ってまいりたいと考えております。

○20 番（市原隆生） そうですね、私もここの答弁書に書かれておりましたので確認させていただきましたけども、やっぱり受け入れる学校側の責任というのものもあるよということだというふうに思っておりますし、最初も申し上げましたけれども、留学生にこういった経済的な負担、要らないって言いましたら悪いんですけども、こういった事故による経済的な負担を負わせて、また地元に戻らせるとか、また歩行中の市民に害が及ぶとか、そういったことがないように改めて学校側にも注意を喚起していただけたらというふうに思いますし、また十分そういったことを聞いてもらえるような手を打っていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に行きます。

次に、こども誰でも通園制度についてお尋ねしたいと思います。

これ、前にもどなたか議員さん聞かれておりましたけれども、令和 8 年度から始まる予定となっております。この制度について現状どのように準備をされているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

現行の幼児教育、保育教育、保育給付に加え、3 歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度として、令和 5 年 12 月に策定された国のこども未来戦略の加速化プランの具体策の一つでございます。

現在ですが、令和 6 年度の試行事業を経て令和 7 年度に制度化し、令和 8 年度からの運

用というスケジュールになっております。今年度末頃に実施要項などが制定される予定でございます。

○20番（市原隆生）そこで、今行われている一時預かりという事業がありますけれども、この辺の違いというのはどういったことになるのでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫）お答えします。

一時預かり事業は、保護者の勤務形態等や傷病など、緊急の理由、また育児疲れを解消したいときなどに、一時的に保育所等でお預かりするものでございます。保育園などを利用していない6歳未満の児童を対象に、利用時間は半日単位、預ける理由により、月5日から最大で14日利用できます。

こども誰でも通園制度は、子ども・子育て支援法に基づく乳幼児のための給付支援であり、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としております。対象児童は3歳未満であり、月の利用時間は、現在試行でやってるんですけども、そこでは月10時間程度を想定されております。

○20番（市原隆生）そこで、今後保育園での受入れというのが非常に気になってくるわけでありましてけれども、現在の待機児童の状況というのはどのようになっていますでしょうか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫）お答えします。

現在、いわゆる待機児童はいませんが、希望する保育園への入所待ちをしている方は一定数います。

○20番（市原隆生）保育園の入所待ちを解消するために、今ホームページで各園の受入れ状況、また空き状況でしょうか、そういったものを公表しているということでありましてけれども、その内容について教えてください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫）お答えします。

入所希望月の前月の初めに、その時点での各保育園の年齢別の受入れ可能枠を市の公式ホームページで公表しております。入所を希望される方が入園先を検討するための目安として参考にさせていただいております。

○20番（市原隆生）これ令和8年からということでありまして、今後のやはりこういった保育事業につきましては、保育士の確保というのが一番気になってくる場所なんですけれども、なかなか保育について学んでおられる方も、実習の段階になって、報酬とこれだけ大変なことなのかということで、保育士になる道を諦めて違う方向に行かれる方も結構いるということも以前から聞いておりました。やはり、保育所の十分な確保というのがこれから課せられた課題だというふうに思っているんですけども、市内にも保育を学ぶ学校があります。そういった方たちの進路状況というのはどういう、どんなになっているか、教えてください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫）お答えします。

令和5年度なんですけど、市内に2つあります。保育士の養成機関なんですけど、別府大学短期大学部初等教育科及び別府溝部学園短期大学幼児教育学科、この卒業生の就職状況でございますが、2つの大学に問い合わせたところ、合わせて卒業生249人のうち保育士や幼稚園教諭となった方が181人とのことでした。

○20番（市原隆生）249人のうち181人が保育士、保育の方向に進んでいただいたということでありまして。このパーセントを上げるためには、今やってる保育士さんたちの処遇の改善というのがやはり一番の課題になってくると思います。これはやっぱり地方だけでできることではありませんで、国が動いていかないと、なかなか全国的に足並みをそろえていく必要があって、地方だけでできることではないというふうに思っております。

これはもう国、県とまた連携していかないといけないところなんですけれども、この保

育士の処遇改善について今後どのように見解をお持ちか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

このこども誰でも通園制度導入に伴う処遇改善等々についてなんですが、現在試行的事業での実施状況を踏まえ、検討していくこととなっております。今年度中にはある程度のもので策定される予定となっております。それを見据えて対応してまいります。

○20番（市原隆生） この誰でも通園制度というのは、国のほうから進めてこられた事業でもありますし、その辺処遇改善されて、保育士の確保がスムーズにいかないとやはり絵に描いた餅になりかねない事業でもありますから、その辺は国のほうも理解しておられると思いますし、その辺きちっと連携しながら保育士の確保、それから誰でも通園制度というのがいい事業として展開できるように見守っていきたいというふうに思っております。また、しっかり対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、新しい移動手段のことについて質問を進めていきたいと思います。

南部でライドシェアが始まったということで、6月から始まっておりますけれども、この今、南部の状況をまずお尋ねしたいと思います。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

6月26日から8月26日までの利用者は718名で、1日平均17名の方が御利用になっております。また、日によっては30人を超えるなど、増加傾向にあるという状況でございます。

○20番（市原隆生） こういった移動手段を今度新しい展開をしていくということで、北部でも考えていただいているということでありましたけれども、このことについて教えてください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

令和6年9月30日をもちまして、関の江団地循環線が休止されることになったことから、今月13日の公共交通活性化協議会において、道路運送法第78条第2号に基づく定時定路線型の「湯けむりライドシェア」を運行することとなりました。

○20番（市原隆生） 10月1日から、北部でも運行を開始していただくということでありましたけれども、私も以前からスパランド等に住んでおられる方が、非常にバスの本数が減って難儀しているというお声をいただきました。ちょうど何か月前からですけども、バスの路線が3往復から2往復になったということで、前にもこの議場でもそういった窮状はお伝えしましたがけれども、やはりスパランド、また関の江新町ですね、あの辺におられる方、できてからもう20年以上前になるかというふうに思うんですけども、やはり当時は若くて夫婦そろって車に乗って仕事にも行かれ、また買物にも行かれてたわけですけども、やはり年を経て、もうそろそろ免許返納する年になってきたと。子どもさんたちは皆さん独立をしていない、夫婦2人で生活している中で、去年、主人が免許返納して、今年私も返納して、もう家で車乗ってる、乗れる人が誰もいなくなったということであります。おまけにそういったところ、バス路線が3往復から2往復に少なくなったんだということをお聞きしまして、どんどんやっぱ山の上の高いところで交通手段がどんどんそれがれていくというような状況にあって、これは何とかならないかというような声をいただいてたところでありまして、ただ私もそのときに、この路線が廃止になるというようなことは全然知りませんで、休止ですか、バス関係者からちょっとお叱りの声が飛んできましたけど、休止になるということは復活することもあるのかというふうに思うんですけども、やはり公共交通の便数がなくなる、また路線にバスが走らなくなるというような状況というのは、数だけ聞いたら本当驚くような多くの本数が減らされているというような状況で

あったというふうに思います。やはりそういった高齢者たちが、そこで本当に移動することがなくなって、例えばスパランドなんかすぐ降りたら医療センターと病院に行けるわけですが、そこに行く交通手段さえなくなってくるというようなことでありまして、非常に大変な状況にあるという窮状を聞いてきたわけですね。

今度そういったバス路線のところを、この新しい交通手段で走っていただくということでありましたけれども、南部のほうでは実現してるのかなというふうに思うんですけども、住んでおられる方が行きたいというふうに思ってるところというのは、病院と買物、それから銀行でお金を下ろすという金融機関ですね、銀行、郵便局。それからもう一個、役所の手続ができないかということなんです。南部の今の路線でいきますと、出張所ありますし、銀行もありますし、買物もできると。病院もあの辺りにたくさんありますので、全部4か所行きたいところは網羅されてるなというふうに思うんですけども、北部の場合は役所だけが、一番近くがあすなろ館で亀川出張所になっているということなんです。やはり年を取られて、いろんな手続もできてくるかというふうに思うんですけども、中でマイナカードを作っていただいたら、少しは便利に、例えば住民票、印鑑証明はコンビニで取れたりということがありますので、そういったところはできるかもしれませんが、ほかの手続はなかなかできないということになってきます。

これは聞き取りのときに、ちょっとお話しする機会なかったんですけども、私たまたま電気料金の支払いのやり替えでたまたま九電の窓口に行ったんです。そしたら窓口にも座ってなくて、大きなモニターがあるんですよ。モニターに女子職員のイラストがあって、いらっしゃいませと。座ってくださいというのでモニターの前に座ると、カメラとマイクがありましてね。それでモニターのイラストとおしゃべりをすると。その中で、例えば口座引き落としの手続を、口座を変える手続だったんですけども、それをやることができました。

人を置かないでやる方法というの、今はもういろんな方法があるのかなというふうに、そこで思ったわけなんですけども、役所の手続というの、複雑な手続というのは、当然こっちに来て受付の人と話をしながら進めなきゃいけない部分もあるかもしれませんが、遠隔地でそういったモニター、またカメラ、マイクを使ってできる方法というのもあるのかなというふうに思ったところです。例えばサンストアの辺りにそういったブースを設けてもらったりとかができないのかなというふうなことも思いました。

今回新しく北部地域のライドシェア、今度始めるに当たって、そういった住民の方が、行って、特別じゃない用事というのが、やはりあと病院、それから買物、銀行、金融機関、それから役所、この4か所だというふうに思っております。そういったものが網羅できるように何らかの形を、サンストアに限らずどこでもいいんですよ、医療センターでもいいんですけど、そういった手続ができるような場所を中につくっていただけないかと。それから別のルートであすなろ館まで行くように足を延ばしていただくと、そっちのほうに難しいかというふうに思うんですけども、そういったことができないかというふうに思っておりますので、これは答弁求めませんが、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

最後です。クルーズ船の入港についてなんですけども、こういったクルーズ船に乗っておられる方の家族から、別府の船が着くところというのはこんなに便利がいい、それからクルーズ船に乗ってるクルーに喜ばれてると、別府に行くのをすごく喜んでるというような声を聞きました。これを観光課長に言ったら、先刻承知でありまして、聞いておりますよということでありましたけれども、ぜひ力を入れて、最近ちょっとよく見ないんで、大きな船が止まってるのが。ぜひ、クルーズ船の立寄りに力を入れていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

クルーズ船の誘致におきましては、乗船客はもちろんですが、乗組員の評価というの也非常に大きな要素となっております。別府国際観光港は、他の地域の港と比較しまして、市街地に近く、周辺に飲食店もあり、立地条件として非常に恵まれております。また、港から市街地が一望でき、壮観な湯煙も含めて別府らしさを感じられる景観となっております。

国際観光港の特徴としまして、第4埠頭がクルーズ船に特化した港であること、また専用のターミナルが設置されていることが挙げられます。このターミナルでは、地元大学生を中心に多言語で案内ができるスタッフの配置、フリーWi-Fiを整備し、インターネット環境を提供しております。また港から別府駅まで乗組員の方も利用できるシャトルバスを運行しており、交通利便性も高めております。また、それに加え、入港時の歓迎アトラクションなどおもてなしの面でも御好評をいただいております、これらの取組が乗組員の皆様からも非常に高い評価を得ております。

クルーズ船の寄港回数としましては、令和5年度は31回とここ十数年で最高の寄港回数を記録しており、特にアメリカ、ドイツ、オーストラリアなど欧米豪からの乗船客が非常に多くなりました。来年度につきましてはこれを大幅に上回る入港が予定されており、今後も引き続き誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○20番（市原隆生） ありがとうございます。私も全然知らなかったんですけども、別府のこの埠頭の利便性の高さというのが、これもぜひ宣伝してくださいということよりも、外国の方のほうがよく分かっているということでありましたし、別府に寄ることになれば楽しみにしているというような声も聞いたということでありましたので、引き続き、このクルーズ船の誘致につきましては力を入れていただきたいと。

私よく、もうあそこ通るもんですから、10号線のところですね、ちらっと海を見ながら行きますし、止まって、大きな船が止まると、あ、また来たなというふうに、いないとちょっと寂しい気持ちにもなりますので、ぜひ力を入れてこのクルーズ船の入港、誘致をお願いしたいということで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○18番（吉富英三郎） 私は議員になる前、約30年ほど前ですけど、特別養護老人ホームの職員をしていました。寝たきりのお年寄りのお世話をする施設ですね。事務職ではあったんですけども、今と同じ御多分に漏れず、寮母さんが急に子どもが熱出たからって休むとかなった場合は、事務職の私なんかでも入浴介助とか、それとか食事介助、そういうのも実際にこの手でしてきたわけなんですけども、そういう中で、年間やはり、あんまり大きな施設ではなかったんですけども、年間十二、三名ぐらいはやはりお亡くなりになります。そのうちの、やっぱり1人、2人は、やはり身寄りのない方々というのがあったんですね。ですからそういうときは、私なんかやはり事務職、事務長でしたけども、事務職として福祉葬というのを行いまして、そしてそのまま秋草の葬祭場に行ってお骨を拾うという、そこまで全部この手でしてきました。

今日、今回のこの質問はそういうところも含めた部分がちょっとあるんですけども、これは担当課長でいいんです、今私が言ったように、この無縁の分の仏様に関しては、市の職員が直接そういう福祉葬なりに顔を出し、そしてまた秋草までお供してお骨拾いをするのかしないのか、それだけちょっと1点教えてください。

（議長交代、議長加藤信康、議長席に着く）

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

秋草への同行等はしておりません。また、収骨等もしておりません。

○18番（吉富英三郎） ありがとうございます。ちょうど第2回定例会、今年の6月のときですけども、家に帰ってから新聞を読みましたら、この無縁仏というか無縁の記事

が載っておりました。毎年、ある数どんどん増えているというような記事でした。2022年から2023年の間に、全国でアンケートを取って回答があった人たちを含め、そして回答がなかった分までを換算すると約10万人ぐらいの無縁仏があるというような記事にもなっておりました。

そこで、私としては、先ほど今申し上げましたように、福祉施設にいた職員という関係もありまして、この別府市がじゃあどうなのかということのをちょっと調べてみましたら、令和3年から令和4年のときのこの1年間で、何と7割決算額が増えておりました。ということは、やはりそれだけお亡くなりになった方が多いんだったんだらうなというふうに、この数字から私は読み取ったんですね。

そこで、今回のこの質問をさせてもらうことになったんですが、「無縁遺体」というのは、どのような遺体のことを指しているのかをお尋ねいたします。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

身元が分からない、または身元が判明していても引取り手がない御遺体のことを「無縁遺体」等と表現しております。

○18番（吉富英三郎） 無縁遺体の増加というのは、あんまり言葉好きじゃないけど独居老人、おひとり暮らしの方とか、高齢者の増加及び親族等と、その縁が希薄になってる方々がやはり多くなったということだろうと思っております。

そういう中で、この「無縁遺体」については、別府市はどのような対応を今までしてきたのか、それを教えてください。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

亡くなられた方の身元が分からない場合、または身元は判明しているが、親族等がいない方や不明等で、葬儀等を行う者がいないため引取り手がない御遺体については、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づいて、市町村が埋火葬を行うこととなっているため、法令に基づいた対応をしております。

○18番（吉富英三郎） 今出ました、要するに「行旅法」、そして「墓地、埋葬法」とはどのような法律か、お尋ねいたします。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） 「行旅病人及行旅死亡人取扱法」は、旅行中やホームレスの方など、身元の分からない御遺体の場合で、別府市内で死亡した場合の根拠法令であり、情報提供は警察になります。

「墓地、埋葬等に関する法律」は、市内で死亡し、身元は判明しているが、引取り手のない御遺体の場合の根拠法令であり、情報提供は警察、病院、施設等になります。

○18番（吉富英三郎） では、身元が判明しているにもかかわらず、引取り手のない御遺体と判断する基準については、どのようになってますか。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

事故死や孤独死などの変死については、警察が事件性があるか捜査し、親族関係などについても調査するため、警察が作成した調書により判断しています。病院や施設等での病死等については、病院や施設が作成した入院入所経過報告書等を基に、市による埋火葬の判断をしております。

○18番（吉富英三郎） やはり日本の警察というのは全国組織でして、私のほうでは、別府で調べても日本全国の警察にやはり一気にそういう尋ねたりとかして、大体こちらのほうでは把握できてなかったような親族等も探し出すということは理解できております。ですから、そういう部分に関しては、これから先も別府市としては、そういう御遺体があった場合には、やはり警察の力をお借りしながら、今後ともこういう埋葬法に基づいてやっていくんだらうなということは理解しております。

では、別府市における行旅病人の死亡取扱いと「墓地、埋葬法」に基づいて対応した過

去5年間、この5年間の件数、そして推移について教えてください。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づくものは、過去5年間においては、令和2年度の2件のみです。「墓地、埋葬法」に基づくものは、令和元年度13件、令和2年度11件、令和3年度13件、令和4年度27件、令和5年度20件です。

○18番（吉富英三郎） やはり、だんだんと数が増えてきてるなというふうに思っております。そういう中で、執行部のほうとの打合せをする中で気になったことが一つ見受けられます。それは男女比ですね、亡くなった方のこれは令和元年から令和5年度までの分をいただいたんですけども、ちょっとだけ読ませてもらえば、令和元年は13件の「墓地、埋葬法」に関するものがあつたんですけど、男の方が10名で女の方が3名、令和2年度に関しては、「行旅法」が2名ということですけど、これは昔で言う行き倒れとかホームレスとかの方々、そして残りの「墓地、埋葬法」に関する部分で言うと11名ですが、これに関しては男の人が5名で女性が6名、令和3年の13件も男が9名、女が4名、令和4年度は27件合計ありますけども、男が22名、女性が5名、そして令和5年度は20件ありますが、男の人が16名で女性が4名ということで、私は実は別府の場合、特性として女性のほうの高齢者が多いんで、女性の方のほうが多いかなと思ってたんですけども、この実際の資料から見ると、男性の方の孤独死といえますか、そういうふうなのがやはり目につくというふうに思いました。ですから、やっぱりそういう面言えば、私たち男は、昔から言われるように、仮に奥さんがいる夫婦であれば、男のほうに先に死んだほうがもう本当に安心していけるのかなというふうに思ったところなんですけども、何と言っても、私なんかやっぱり地域のいろんな催物とかに出たりしますけど、女性の方はすぐに仲よくなって、グループをつくったりできますけど、そこに男の人はなかなか高齢者になって、やっぱり入ってきて仲よくするって人なかなかいないですね。ですからそうすると、奥さんが先に亡くなったりとか、この行旅とか無縁遺体とは関係なくして、やはりそういう意味では、奥さんが先に亡くなられた男の人というのは、やはりここにおける執行部の皆さん方も、十分気をつけていただいたほうがいいのかなと、こういうふうに思っております。

そこで、この死亡地の市町村が埋火葬を行った場合の経費ですね、これは決算の中では、決算額が出てますけども、この経費というのはどのようになっていますか、お尋ねしたいです。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

葬祭費は、市が葬祭社に全額支払い、その後死亡人の手持ち金や通帳からの払出し分を含む遺留金を火葬等に要した費用に充当します。なお、遺留金を充当しても十分に費用の弁償を得ることができないときは、県に費用弁償を請求する事務を行います。

○18番（吉富英三郎） ということは、お亡くなりになった方に幾ばくかのお金があつたらそれから差し引いて、足りない分は要するに市のほうが差し当たっては立て替えるということになりますね。最終的にはその分も県に費用弁償を求めるということで、実質的には決算ではお金は、令和3年ですと120万円ぐらい、令和4年ですと220万円近くのお金が出てますけども、それも最終的には県のほうから戻入といえますか、それがあつたというふうな理解でよろしいでしょうか。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） 市の持ち出し分はございません。

○18番（吉富英三郎） もう一度、もう一回詳しく聞きたいんですが、では火葬行った場合の経費について、過去2年間と今年度の推移についてお尋ねいたします。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

令和4年度は216万556円、令和5年度270万8,327円、令和6年度は8月末時点での予算執行額は192万320円です。葬祭社への葬祭費支払いに関する運用を令和5年度より

変更しており、令和4年度までは、葬祭費に遺留金を充当後、不足分を市が支払い、県に費用弁償請求をしていましたが、令和5年度より市が葬祭社に葬祭費を全額支払い、その後遺留金を火葬等に要した費用に充当し、不足分を県に費用弁償として請求しております。そのため、令和5年度は前年度より件数は減少していますが、決算額が増額となっております。

○18番（吉富英三郎） ということは、令和4年度と令和5年度では、件数は少ないけども、令和5年度のほうが金額が五、六十万余分に出ていると。しかしそれは、令和4年度までに関しては、差引きの金額分を出していたけども、令和5年度からは、まず最初にかかる費用を別府市が全部出して、そして、その後精算するというふうなことでいいんでしょうか。もう一度お願いします。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

そのように事務を行っております。

○18番（吉富英三郎） ありがとうございます。もうそうすると、実際にかかった費用は別府市が立て替え払いはするが、最終的には県のほうが全てその分を戻してくれるということでもありますので、ここにかかる費用に関しては、何も別府市の税金を最終的には使うことないというふうに理解しておりますので、その分の過去2年間等の過不足について、実際の差額とかいうのはもう結構です。別府市が出す必要はないということが分かりましたので。

それでは、そういう無縁遺体を火葬にしたその後に、いやいや私親戚だったのにとかいうような、そういう苦情があったかどうか、今までに。それを教えてください。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

遺骨を引取りに来られたケースはありますが、火葬したことへの苦情等はございません。

○18番（吉富英三郎） 分かりました。じゃあ別府市の場合に関しては、今まで年間数十件ずつのこういう無縁遺体に関してのことはあったとしても、苦情等は一切なかったということですね。ありがとうございます。

では、この無縁遺体の減少に向けて、別府市としてはどのような対策をしているのか、もしあれば教えてください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

対策といたしましては、現在御自身老後において誰にも頼れない、頼りたくない、頼る人がいないなど不安をお持ちの高齢者に対しまして、別府市社会福祉協議会におきまして、別府終活安心サポート事業が実施されております。これは任意後見制度等を活用しまして、相続や死後事務委任などの終活相談をお受けし、相談者御本人と死後事務委任契約を結びます。火葬、納骨、遺品の整理など死後の事務を引き受ける事業を行っておりますので、社会福祉協議会とも今後連携を図りながら、誰も孤立させない地域社会を目指し、多くの方がその人らしい生活を安心して送ることができるよう、努めてまいりたいと思います。

○18番（吉富英三郎） よく地域の、何ていうんですか、高齢者の方々とか独り暮らしの方々を集めた地域のいろいろな集いというものがあると思います。そういう中で、私なんかもたまにそういうのに顔を出させてもらいますけど、やはり地域の民生委員さん、この方々はやはり独り暮らしの方々とか、言えば独居の人たちとかそういう高齢者の方々ともよくお話をし、身近にお世話しているというのを感じております。そういう意味では、やはりこれから先、こういうお独り暮らしの独居老人の方々等の内容、何ていうんですかね、その人が歩んできた中の話、心の中まで入っていくということじゃないんですけど、私たちが急に聞いても答えてくれないかもしれません、やはり民生委員さんとかが、常に仲よく接していると、そういう部分では話しやすいということもあると思うんですけども、そういう意味では民生委員さんが何かできないかなというふうに思ってるんですけども、そ

の辺のところに関しては、別府市としては民生委員さんと何かそういうやり取りとか、そういうのはあるんでしょうか。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

毎年度高齢者福祉課、が独り暮らし高齢者及び認知症高齢者の地域での見守りや、緊急を要する場合の、行政をはじめとする関係機関との連携の強化や地域で安心して暮らせる支援体制の構築に役立たせることを目的に、民生委員の方々に、新 65 歳の方の名簿をお渡しして、調査を実施しております。民生委員の方が訪問した際、緊急連絡先等の聞き取りをする中で、身寄りがいるかどうかの状況把握に努めていただいております。

○18 番（吉富英三郎） やはり地域の民生委員の方々が、やはりそうやって親身になってやっていただけるというのは大変ありがたいし、頭が下がる思いがしております。

そういう中で、やはりこれから先、多分減ることがない、増えていくであろうこういう無縁御遺体というものがあるのに、やはり市としてそういうことに関するマニュアル的なものは、これから先やはり作っていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。また別府市の場合は今までに苦情はなかったといいますけども、もし苦情があった場合とかに、やはりそれに対応するためにもそれが必要じゃないかなというふうに思うんですね。例えば京都なんかでは、火葬した後に、実は俺身内で、うちで遺体引き取って火葬できたのに何で勝手にしたんかと言って相当な苦情があったというふうなのが出ておりました。それによって、京都ではやはりマニュアルづくり等を進めておりますし、埼玉県の朝霞市においても、第3親等までに関しては、そういう対象者に関して市の職員が一人一人、その部分の身内がいるかないかというものをちゃんとファイルして、それを持ってるというふうにしております。

やはりそういうことを考えていくと、やはりこれから先、減ることはないであろうこういう無縁遺体等の取扱いについては、マニュアルを作るべきと思うんですけども、その辺のことはどう思ってますか。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

全国的な問題であると思われませんが、具体的な国のガイドライン等指針がないため、市町村が墓地埋葬法により葬祭を行う際、身寄りがいるか分からない場合、戸籍等で親族の有無をどこまで調べるべきか、調査範囲は市町村に委ねられています。他市の状況を確認するとともに、個人の尊厳を大切にしたい視点で対応を検討してまいります。

○18 番（吉富英三郎） 今、お答えいただきました。戸籍等で親族の有無をどこまで調べるべきかというのは、調査範囲は市町村、要は自治体に委ねられている。そして、今おっしゃったように、個人の尊厳を大切にしたい視点で対応を検討していくというふうに今答弁されました。やはりそのとおりだと思うんですよ。やはり、先ほど部長の答弁ありました。社協のサポート事業、それも大変すばらしい事業であるんですけども、はっきり言って私もそれ認識しておりませんでした。ですから多分、別府市中の独り暮らしの高齢者の方々等は、あまり知らない事業じゃないかなと思っております。民生委員さんを通してでも、各自治会を通してでも、こういう制度もあるんで、ぜひとも親族がいますか、いませんか、どこにいますかというぐらいいのことは、やはり市が調べていくべきじゃないかなと思っております。

なぜかという、やはり例えば、亡くなるときに、私は実は宗教は何々宗ですよとか、幾ばくかのお金があれば、じゃあどこどこ、永代供養の納骨はここにしてくださいとかいうのを言ってお亡くなりになるということであれば、やはりまた無縁墓地にそのまま入れるということではなくて、しっかりと供養ができるということになります。先ほどの個人の尊厳を大切にしたいという市の答弁がありましたけども、そういう部分では、市の職員が率先してその辺のところは指導していくべきじゃないかなと、このように思っております。

ます。

やはり、何と言っても、先ほども終活という言葉が今出てますけども、この終活を支援するのが自治体の務めである、役目であるということを、他市のマニュアルを作ってる他の自治体はそういうふうなこともおっしゃってますので、やはりその辺のところも、別府市の職員としてはしっかりと考えてもらいたい。それがやはり市長も含め、市の執行部の方もいつも言っていますが、安全で安心して住める、いつまでも住み続けられる、別府市というものになるんだらうと、そういうふうに思ってますので、ぜひともその辺をお願いします。

そして私がね、なぜマニュアルを作ってもらいたいかなのというのは、今日も何番か議員かが言ってました。市の職員が2年、3年で替わって、人事異動があるということです。名古屋市では、2022年から2023年のこの2年度の中で、職員が、人事異動か何かだと思いうんですけど替わりましてね。15名の無縁仏がそのまま、遺体がそのまま安置所に残されたままであったと。最長で3年4か月、そのまま無縁遺体が残っていたという事例が実際出ております。やっぱりそういうのはなぜかということ、市の職員が異動したことによって、その部分の引き継ぎが忘れられてたという部分ですね。マニュアル等がちゃんとあって、その部分があれば、これから将来別府市にもしかしたら起こるかもしれない、そういう過ちも起こる必要がないということになりますので、ぜひともその辺のことを検討していただければと思います。

じゃあ、次に行きます。

これは私の地元中の地元の話ですので、あまり愚痴は本当は言いたくはないんですが、春木川公園の整備事業についてであります。

この春木川公園、今、スーパーが1階にできて、その2階、屋根の部分にサッカー場とか、フットサルか何かだと思いうんですけど、できるような今工事をされております。この土地は、もともとは春木種苗という花の苗を育てたりする公園になってたんですけども、その土地を市が有効利用をしようとして、今回のスポーツ施設、そしてこのスーパーというものに変わろうとしているわけなんですけども、それは大変それでありがたいんですが、年間の市がいただける使用料って大体どれぐらいあるんですか。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

春木川公園の使用料につきましては、東側エリア、西側エリア合わせまして、年間約1,600万円となっております。

○18番（吉富英三郎） 大変ありがたいですね。何もしなければ一円にもならないところが、賃貸するということで、固定資産税も入ればまたそういう賃貸料も入る、年間が1,600万円になる。これはもう昔からいろいろな歴代の市長さんも言ってますけども、やはりそういう部分での、言えば民間で言うところの収益を、福祉とか市民のために使うということです。それはそれで大変ありがたいと思ってます。

ただ、私はあそこはいつも散歩コースで夕方とか朝とか歩くんですけど、歩いていく分に関してはそう問題はないんですが、今のところですよ、あそこにスーパーとかできてオープンすると、車で入っていく分には問題はないと思います。ところが出ていくのにはね、あれもう相当大変なことになると思いますね。信号機ありません。出ていくのは、真南に向かって、九州横断道路側に向かって出ていくか、もしくは左折して左側に回って10号線側に出ていくしかありません。道も決して広くはありません。ですから、大きな車が来たときは、入るのはいいかもしれないけど出るときにはもう大変な問題になると思っております。当然、九州横断道路の、今言ったところは10号線側から100メートルも上がってないところですから、信号を造るというのも多分県は、県警はうんとは言わないでしょう。ですから信号機も多分できないでしょう。そうすると、自転車で買物したりとか、車

で買物に帰る人たちも、早く広い道に出たいということだね、やっぱり事故なんか起こるんじゃないかなという気がしてなりません。

そういう意味においては、あそこはやはり地域の人たちが歩いて買物に行けるような、そういう整備というのをするべきじゃないかと思うんですけども、そのためには、地域の方とやはり建設部はもう一度、今まで一回も話してないはずです。地域と業者は、大店法の関係で1回だけ話はしました。しかしながら、行政と市民は一度も話をしておりません、地域の人とね。だから私はこの前、ちょっとこの打合せをするときに、地域の方々と話をしたほうがいいんじゃないですかと、そういうする機会があったほうがいいんじゃないですかと申し上げましたけども、そういうことをする気持ちがあるのかなのか、教えてください。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

この事業を進めるに当たりまして、先ほどおっしゃってありました大規模小売店舗立地法の説明会という形での地元の声というのは聞いております。もう今年の12月にもうオープン予定でそれに向けて今事業は進んでいますので、その間で地元説明ということは今のところ考えておりません。もう計画どおりに12月に出来上がるということになります。もし周辺の環境の件でもし問題が起きましたら、もうそれはオープンした後に、それはまた別の形ということで市民の声というのは聞きたいというふうに思っております。

○18番（吉富英三郎） そこがね、やはり地域住民と行政との認識のずれだと思います。できてから、問題があったら何かをするということになったとき、その問題がじゃあ死亡事故とかだったらどうしますか。現実には、秋葉通りに信号をつけてくださいと市議員、ある市議員がずっと言ってたけども、つきませんでした、ずっと長年ね。死亡事故が1件あったら、あっという間に信号が、各コーナーごとに信号ついたじゃないですか。それは一例ですけどね、そういうふうなものがあるんで、できてから苦情が来たらするんじゃないくて、その前にオープンするのはもう分かっていることなんですから、その前に市民に話を聞くほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思っているんですけども、もう一度。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） 繰り返しの答弁になりますけども、オープンするまでにそのような会を設けるということは考えておりません。なので、もしオープンした後に、地域の課題がありましたら、もうその課題に対して担当課ともし対処できるところは対処していきたいというふうに考えております。

○18番（吉富英三郎） 分かりました。市長ね、やはり今執行部側の答弁、これは執行部が答弁するのは市長の答弁と同じですので、ですから、大変重たい、今答弁であったと私自身はそう思っております。やはりね、あそこ、私の地元も含めての話ですけども、今俗に言う3鮮と言われる野菜・魚・お肉、中須賀東町にも中須賀本町にも上人南町にも一軒ありません、一軒もです。本町にだけ旧国道沿いに魚屋さんが1軒だけあるんですね。

だから、市長の英断であそこにスーパーも含めたものが出来上がるというのは、地域の人たちは大変喜んでと思います。でも、ここを20年間の借地契約としても、年間1,600万円をしっかりとらっていくためには、地域の人たちが買いやすいやはり動線というものをつくらないと、地域の人たちが、ああ、あそこ行くのに車が多くて、しかも人道ではない、本来車しか通らないために造った橋が1本、要は春木橋ですね、し尿処理場にかかる橋は、もともとあそこにし尿処理場は昭和46年ぐらいにできるときに、僕がまだ中学に上がる前のときですから覚えてますけども、段々畑で家は一軒ありませんでした。そこにし尿処理場ができるから、車が通る専門の道、橋を架けることというのは問題なかった。ところがその後、もう見てのとおり宅造されて、もう家ばかりです。今、春木川小学校区、6町ありますけど、一番大きい町内が中須賀東町です。ですから大きなマンションもA棟B棟C棟といって春木川沿いにもありますし、そういう意味で言うと、地域の方が安

心して買物ができることでなければ、売上自体もね、そんなにびっくりするほど上がりませんよ、実際ね。

ですからやっぱりそういうことを考えると、20年間しっかりと1,600万円を頂く、固定資産税も頂くと、そういうことになれば、やはり地域の人の意見を聞いて、出来上がる前からある程度の行動というものをしておかないと、私はいけないと思ってます。そのために、冒頭聞きました1,600万円のお金を頂けるということですから、地域整備にまずはそのお金を使っていくという計画を立てるべきと思うんですけれども、市長はどのようにお考えですか。

○市長（長野恭紘） お答えいたします。

もう間もなくオープンという状況になって、近隣住民の皆さん方の御理解と御協力もあって、また議員の御支援と御協力もあって、ようやくオープンにこぎ着けることができると、長年のといってもそんなに長くないかもしれませんが、ただ本当に非常に難産というか、苦しい状況でありましたので、これは本当に皆さん方期待をされているんじゃないかなというふうに思います。

その上で、もう間もなくオープンでありますので、地域住民の皆さん方に集まっていたいてということは恐らく困難ではないかというような答弁だったというふうに思います。ただ日常的に、私もいろいろな行事で春木地域の皆さん方、また市長公室をはじめひとまもり・まちまもり協議会等で、いろいろな会でお会いする機会があって、断続的にいろいろな箇所の御指摘というか、そういったものをお受けする機会というのは十分にこれはあります。

それと、私も気になって、交通渋滞等の懸念があるということは事業者のほうにも大丈夫かということは、直接お会いしたときにお尋ねしたことがあります、そういったことも計算をしっかりとしながらやらせていただけてますというようなことは伺っておりますけれども、ただ、予期せぬことが起こり得るというのはこれは当然考えられることでございますので、今から皆さんに集まっていたいてそういった意見を聞くという機会はないにしても、断続的にそういう皆さん方からお声を聞いて、できる箇所については、それは当然、これができることによって起こり得る、想定されるということに関しては、1,600万円毎年入ってきますけれども、金額の云々ということではなくて、かかるお金をしっかりとかけて、安全をしっかりと確保した上でこの店舗、またスポーツ施設を利用していただくと、安全に利用していただくということが、これが大前提でありますので、しっかりとやるべきことをやっていくということはお約束を申し上げたいというふうに思います。

○18番（吉富英三郎） やはり、今市長もおっしゃってましたけども、安全に買物ができるかというのが、施設の成功か失敗かということになろうかと私は思っております。自分であの周りを毎日歩いてると、やはりそういうふうに思うわけですね。ですから、これから先、できてから市民の皆さんから声を聞くという、それよりは、やはり今市長はいろんなひとまもり・まちまもり、そういう中の協議会の中でも、多分その地域の自治会長さんからもそういう話を個別に出てるんじゃないかと思えます。

ですから、やはりそういう部分があるということ、前もってもう分かっているわけですから、その辺で地域の住民を50人も100人も集めて話をするというわけではありません。地域の代表でも結構じゃないですか。だからそういう部分で、数名であろうとも地域の代表者を集めて話をするとか、そういうことは私はやっぱりすべきだと、それがやはり市民の声を聞くという行政の姿勢ではないかと、このように思っていますので、ぜひともこれから先、これまたあと三、四か月オープンまでにありますけれども、私も地域の方々にいろいろお話を聞いて、それはまた市長のほうにも直接お話を持って行って、そして、より買物がしやすい、そして地域の方が喜ばれる、そういう店がオープンできるように、私も

これから先、注視して見守りたいと、こういうように思っております。

さて、今回私が一般質問大トリでありました。もううちの会派の、ありがたいことに阿部議員が質問順番を引いていただきまして、私がこの大トリという一番、本当に皆さんが早く終わればいいのになという心の声を聞きながらこの一般質問をしました。昨日は大先輩の泉議員が16分37秒残してやめましたので、私は21分ほど残して一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしましたが、明日21日から24日までの4日間は、休日及び事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は25日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、明日21日から24日までの4日間は休日及び事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は25日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時23分 散会

